

「御屋敷方跡々格仕勤来候品之帳」（二）

木 越 隆 三
凡 例

一、本誌10号に掲載した加越能文庫蔵「御屋敷方跡々格仕勤來候品之帳」（金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵）の後半部を10号に続き、ここに載せる。本書の内容は、万治年間から宝永年間に於ける武家屋敷関係の法令抄録と実例解説である。本書は普請会所御屋敷方に属したことのある藩士が、万治以来の武家屋敷関係法令を拾い出し、箇条ごとの法令来歴や運用実態を屋敷渡しの実例なども交えて172項にわたり説明しており、屋敷方事務の覚書として編まれたものと理解される。対象となつたのは城下町金沢の拝領地・地子地・百姓地（相対請地）であり、御用地への転用手続なども載る。城下町における武家屋敷管理の実態を知るうえで重要であることから翻刻したが、分量が多いので2回に分け、10号で76項目まで、本号で77項目から172項目までを掲載した。

一、翻刻にあたって表紙等の翻刻は略し、冒頭の目次は一覧表に示し本文末に掲げた。項目ごとの要点を編者のほうで追記し便宜を図ったので参考されたい。

一、史料原文は172項目にわたり、それぞれ表題を付し表題の上に朱書の番号が示される。漢数字で書かれたこの朱書番号は（ ）を付し算用数字で表した。

一、本文の翻刻にあたり、正字・旧字は常用漢字に直し、助詞などに使用された変体仮名（茂而者与）や片仮名（ニ、ヘ）は平仮名に直し、らなどの合字も「より」と平仮名に直しえるだけ平易な表記に改めた。但し、「江」はそのままにし、「者」は文脈の意味をとり「は」「はば」と明確に読めるときは平仮名にし、明確でないときは「者」のままにした。また読みやすくするため適宜、読点を入れた。人名・地名、難解語句については右傍に（ ）を付し注記をほどこした。校訂注は[]で示した。

（77） 御馬捕小頭居屋敷歩数之事

寛文拾年年寄中紙面

御馬捕小頭居屋敷、足輕小頭同事、向後七拾步可被下旨被 仰出候間、可被得其意候、恐惶謹言、
 戌七月廿四日

奥村因幡	判
（庸礼）	
前田対馬	判
（孝貞）	
横山左衛門	判
（忠次）	
長九郎左衛門	判
（連頼）	
本多安房	判
（政長）	

荒木善太夫殿
武部四郎兵衛殿
高山勘兵衛殿

（78） 掃除坊主小頭并御小人小頭居屋敷歩数之事

寛文拾年年寄中紙面

一、七拾步 掃除坊主頭
一、五拾步 御小人小頭

右被下屋敷歩数、先年 御定書に載就不申候、令僉議相究候条、跡々より如被下候、弥紙面之通可被相渡候、以上、

戊七月廿八日

奥村因幡 判
前田対馬 判
横山左衛門 判
長九郎左衛門 判
本多安房 判

荒木善太夫殿
武部四郎兵衛殿
高山勘兵衛殿

右掃除坊主と有之候得共、小頭と申名目にて歩数七拾步、前々より相渡申候、

(79) 百人扶持被下候者屋鋪之事

貞享元年年寄中紙面

百人扶持被下候者屋鋪歩数之義、各以書付窺之候処、伊勢監物義は知行高五百石馬をも持申図を以、百人扶持被下候得は、例に不被成候間五百石之当歩数可被相渡候、向後百人扶持にて被 召出者在之候者、其時々可相窺旨被 仰出候条、可被得其意候、恐惶謹言、

甲子八月十八日

前田佐渡 (孝貞) 判
奥村伊予 (時成) 判
奥村壹岐 (庸礼) 判
奥村壹岐 (政長) 判
本多安房 判

菊地九右衛門殿
北川八郎左衛門殿
奥村市右衛門殿

(80) 弐拾人扶持被下候者屋鋪之事

貞享元年年寄中紙面

井出松翠に被下御屋敷歩数之義、各書付を以相窺之候処、 御定之歩数無相違様、可被相渡旨、被 仰出候条、可被得其意候、恐々謹言、

甲子八月廿九日

前田佐渡 判
奥村伊予 判
奥村壹岐 判
本多安房 判

菊地九右衛門殿
北川八郎左衛門殿
奥村市右衛門殿

右松翠屋鋪歩数之義に付、先々御普請奉行より書付を以相窺候と在之候、右紙面之留相見へ不申候、 弐拾人扶持被下候者屋敷歩数 (之) 御定無御座候に付、年寄中江先々奉行相違候処、百式拾歩相渡可申旨、貞享元年申渡候に付、松翠式拾人扶持之歩高百式拾歩相渡可申旨極置申候、

(81) 檢校屋鋪拝領仕事

一、検校当歩数 御定無御座候得共、寛文四年板津検校御屋鋪拝領仕候時分、歩数式百拾九步三寸拝領仕旨、御屋鋪請取帳書記名印御座候、此外御屋敷拝領仕品相知不申候、

(82) 松山勾当屋敷歩数之事

貞享三年年寄中紙面

松山勾当に被下候居屋敷歩数之義相窺候処、身代にて大躰相計可渡之旨被 仰出候条、町医師並百七拾歩可被相渡候、以上、

丙寅十月十日

前田佐渡

奥村伊予

奥村壱岐

本多安房

菊地九右衛門殿

北川八郎左衛門殿

奥村市右衛門殿

(83) 御馬方御用屋鋪之事

延宝四年年寄中紙面

御馬方之内、人より御馬御預被成候に付、居屋鋪知行当之外御馬方為御用屋敷百五拾歩宛可渡旨被仰出候条可被得其意候、向後御馬方之者共屋敷拝領仕候刻、奥村伊予・横山志摩方江可被及案内候、為其如斯御座候、恐々謹言、

九月十二日

横山左衛門 判

奥村因幡 判

前田対馬 判

本多安房 判

野村伊兵衛殿

高山勘兵衛殿

武部四郎兵衛殿

右紙面之趣に御座候得共、御馬方之者共御屋敷奉願候得は年寄中江奉窺候、何時分より年寄中江奉窺候哉相知不申候、近例は

原太郎左衛門貞享元年御屋鋪所拝領仕候時分、年寄中江奉窺、可被下旨被 仰出、屋敷打渡申候、右御馬御預被遊御厩屋敷百五拾歩請取置、已後御馬方御用相勤不申候得ハ、右御厩屋敷差上申候、近例は

金子十郎左衛門義、御馬方御用相勤不申候に付請取置候御厩屋敷、元禄拾六年差上申候、

(84) 御鷹師江御鷹部屋并外架屋敷被下候事

寛文五年年寄中紙面

御鷹師居屋敷 御定歩数之外、為鷹部屋并外架屋敷拾歩宛向後增被下候間、得其意可被相渡候、恐々謹言、

巳三月八日

奥村因幡 判

今枝民部 判

奥村河内 判

前田対馬 判

山本久左衛門殿
武部四郎兵衛殿
高山勘兵衛殿

(85) 拾人扶持被下候者屋鋪歩数之事

一、富山周慶御屋敷奉願候時分、拾人扶持被下候歩数御定無御座候に付、歩数七拾步相渡可申哉と先御普請奉行年寄中江相達候処、其通に可仕旨元禄八年年寄中申渡候に付、御屋敷所年寄中江奉窺可被下旨被仰出、歩数七拾步、元禄拾年打渡申候、

(86) 組外御書物役之者居屋敷之事

貞享元年先々御普請奉行覺書

組外にて御書物役人々六人扶持、御切米三拾俵被下人々歩数、跡々百七拾步相渡候処、井出松翠屋鋪歩数之義に付御年寄中色々御會議之上、跡々百七拾步相渡候義誤候条、人々被下物高御算用場申談、米詰を以如 御定歩数可相渡由被仰渡候に付、三拾俵六人扶持被下候米之義、御算用場江相尋候処、五拾俵余之旨申来に付、則重て御年寄衆江申達候処、御定に無相違様に可相心得旨御月番毫岐殿被仰渡、向後百式拾歩に相究候、以上、

十月廿二日

奉 菊地九左衛門

(87) 砈屋・鞘師御屋鋪被下事

延宝四年年寄中紙面

覺

鞘師 九蔵
利屋 次郎九郎

右両人 公義御用相勤候に付居屋鋪地子銀御用捨被成候間、可被得其意候、以上、

辰七月十九日

前田対馬 判

奥村因幡 判

横山左衛門 判

本多安房 判

野村伊兵衛殿
武部四郎兵衛殿
高山勘兵衛殿

右之趣に付、硯屋・鞘師其外御用相勤候町人御屋敷拝領仕度旨願書付、町奉行奥書仕年寄中宛所にて御普請方役所江指越候得は、取次年寄中迄上之可被下由被仰出、右書付年寄中裏書仕申渡、前夕地子地に罷在候者、地子銀取立不申候、当り歩数 御定無御座候、

(88) 観音神事役者御屋敷被下事

一、觀音神事相勤候役者御屋鋪被下候、

此儀 御定又は年寄中申渡候紙面等も無御座、万治三年御屋敷渡帳に觀音神事役者伝右衛門・次郎八・権兵衛御屋鋪被下旨、書記在之候、

(89) 才川・浅野川馬場近所に罷在候博労屋鋪之事

一、才川馬場近所に罷有候博労共、先年より壱人に御屋鋪八拾步宛被下置候内、五拾步八居屋敷、三拾步八廄地被下候、親死去仕、せかれ博労相勤候得は親跡屋敷居成に拝領仕度旨、願書付町奉行奥書仕、年寄中宛所にて御普請方役所江指越候得は、取次年寄中江上之可被下旨被仰出由、右書付年寄中裏書 を以申渡候得ハ、御普請方役所にて御屋敷請取帳に判形為仕候、前々より屋鋪打渡申義無御座候。

右、博労屋敷願書付、取次申義、被 仰出、又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より取次来申候近例は、

中西理右衛門・斎藤五郎兵衛親病死仕、せかれ親同事に御家中馬乗役相勤申に付、親跡屋敷拝領仕度旨、願書付上之、元禄拾三年跡屋鋪、前々之通拝領仕候、白楽権兵衛先年御屋敷被下候時分、御屋鋪 御定写帳に歩数覚書付札御座候、左に記、

付札

博労白楽渡屋鋪之覚

八拾步博労・白楽渡り屋鋪歩数、最前白楽権兵衛に被下刻、御寄合所御相談にて相究旨、権兵衛願書付留へ奥書、御寄合所に有之写之面

壬戌八月廿四日

浅野川馬場近所に罷有候博労屋敷、先年一縄屋敷に請取置申旨にて、死去仕代人之義、町奉行方にて入替、其趣博労共願書付、町奉行添紙面仕、前々より御普請方役所江指越候得は、見届相返申候、

此儀何時分より一縄に相渡置候哉、子細相知不申候、

(90) 兩年収納不仕已前御屋鋪願書付取次申間敷事

寛文九年寄合所書出

一、親跡目兄弟被 仰付、知行高より居屋鋪歩数不足仕候共、兩年不致収納候、以前屋敷拝領仕度旨、書付取次申間敷候、然共何とそ兄弟一所に罷有義難成断候は、其趣組頭奥書に記、取次可被上候事、
一、親兄弟に懸り罷在候者、被 召出候は、右同断之事、
一、射手・異風・与力・御鷹飼・御歩行・小算用之者、右同断之事、
一、新参被 召出候面々、他国者は勿論、御國之者にても親兄弟に懸り居不申ものは被 召出、其身勝手次第、居屋敷可被下事、
一、親兄弟有之候ても其屋敷一所に罷有義難成、浪人之内より別家に罷有候は、其身断次第、御屋敷可被下之事、

酉二月十一日 寄合所書出

右之趣に御座候得共、兩年収納不仕候ても人々御屋敷願書付、夫々頭支配中より年寄中宛所にて奥書仕、御普請方役所江指越候得は、取次年寄中迄上之申候、此義重て年寄中申渡候哉、僉議之品相知不申候、

(91) 町医者御屋敷拝領仕事

[元] 寛文九年年寄中紙面

一、町医者之内御屋敷被下者、致死去候者、屋敷為上可被申候、其せかれ親に不劣、療治能仕候者、其通申上、重て其屋敷可被下候、若其せかれ不心懸にて療治然と不仕候は勿論、御屋敷被下間敷候条、可被得其意候、町奉行申談、切々改可被申候、恐々謹言、

閏 八月十七日

今枝民部 判

奥村因幡 判
奥村河内 判
前田対馬 判

津田次郎左衛門殿

近藤新左衛門殿

久津見忠兵衛殿

右之趣に御座候得共町奉行申談、前夕御普請奉行相改申義無御座候、死去仕候節は町奉行より屋敷之義申越候、

(92) 町医師之類御家中之面々より知行遣置候ても御屋敷拝領仕事

一、町医師御屋敷奉願書付、町奉行奥書仕、御普請方役所江指越候得は前夕取次上ヶ申候、但、御家中面々より知行遣置候ても町医師と申名目にて、町奉行奥書仕指越候得は、書付取次年寄中迄上之申候、先々御普請奉行覚書、左に記、

元禄元年先々御普請奉行覚書

町鍼科高桑玄春御屋舗拝領願書付出候処に、玄春儀は安房殿より御知行被遣置旨町奉行中奥書に有之候に付、安房殿御家来に極候得は、御屋敷拝領難成首尾に存候に付、僉議仕候処、縦御知行被遣置候ても、町鍼科に御合力かた入と申ものに候得は、苦ケ間敷と何も奉存に付、右之品御月番伊予殿江申上候処、成程願之通拝領相調可申義と被仰、書付御取次被成候、

九月廿四日

奉 杉江平丞

(93) 親跡屋敷居成に奉願事

一、御屋敷奉願可被下旨被仰出、未所拝領不仕内、親屋舗上之家も御座候間、居成拝領仕度旨願書付、夫々頭支配中奥書仕、御普請方役所江出候得は、縦令式百石当り之御屋敷百石被下者にても、前夕書付請取置所之義、相渡可申哉と先々御普請奉行年寄中迄紙面上之可被下旨被仰出旨、右之紙面、年寄中裏書を以申渡候得は、當り歩打渡、余歩請地に申付候、

此儀被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前夕より仕来候近例は、

貞享四年和角兵助御屋敷奉願、可被下旨被仰出、未所拝領不仕内、親和角平右衛門病死仕、屋敷指上、家有之候に付、右之趣にて拝領仕、當歩打渡余歩請地に申付候、

(94) 御屋舗不奉願内兄弟之内居屋敷指上者在之、右屋敷拝領仕度旨願書付取次申事

一、御屋敷不奉願内、兄弟之内居屋舗指上候家も御座候間、拝領仕度旨、御屋敷願書付に其趣書加、夫々頭支配中奥書仕、年寄中宛所にて御普請方役所江指越候得は、縦令式百石当り之御屋舗百石被下者にても、前夕取次年寄中迄、上之可被下由被仰出旨、右書付年寄中裏書を以申渡候得は、當り歩打渡、余歩請地に申付候、

此儀被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前夕より取次來申候、近例は、

中村善兵衛被召出、御知行式百石被下置、御屋舗不奉願内、兄五兵衛御加増被下、居屋敷不足仕に付、屋舗指上申候、家も有之に付、右之趣にて拝領仕當歩打渡、余歩請地に申付候、

(95) 祖父代御加増被下増歩奉願置子孫代所拝領仕事

一、祖父代御加増被下、増歩之御屋敷奉願可被下旨被仰出所、拝領不仕、子孫代所奉願候得は、祖

父奉願置候書付を以拝領仕候、

此儀被 仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より拝領仕来候近例は、
和田故次郎兵衛御加増被下、増歩之御屋奉願可被下旨被 仰出所、拝領不仕、病死仕、跡目被 仰付、
せかれ代にも拝領不仕、元禄拾年和田権五郎所拝領仕時分、祖父奉願置候書付を以拝領仕候、

(96) 親代御加増被下増歩御屋敷不奉願せかれ代奉願事

一、御加増被下、増歩之御屋敷不奉願、せかれ代に増歩御屋鋪拝領仕度旨願書付、夫々頭支配奥書仕、
年寄中宛所にて御普請方役所江指越候得は、取次年寄中迄上之申候、

此儀被 仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より取次来申候近例は、
三嶋彦右衛門御加増被下、増歩御屋敷不奉願、延宝九年せかれ安左衛門代、右之趣にて拝領仕
候、

(97) 地子地又は百姓地に罷在候者、居成に拝領仕度旨奉願事

一、御知行又は御切米等被下置候者、地子地又は百姓地に罷有候者、居成に拝領仕度由願書付、夫々
頭支配中奥書仕年寄中宛所にて御普請方役所江指越候へハ、取次年寄中迄上之申候、

此儀被 仰出又者年寄中申渡紙面等も無御座、前々より取次来申候、
右、地子地に罷在候者居成に拝領仕候得は、地子銀引申候、百姓地に罷有候者居成に拝領仕候
得は、御算用場江申遣、替歩地子米代銀地子銀之内を以百姓江相渡申候、此義何時分より仕来候
哉相知不申 候、右両品近例は、

御馬役原平左衛門地子地に罷在、居成に拝領仕度旨奉願可被下旨被 仰出、天和三年打渡申候、
村上助左衛門組附与力遠田吟八郎、百姓地に罷有居成に拝領仕度旨奉願、可被下由被 仰出、元禄拾
二年屋敷打渡申候、

(98) 御書物役御徒御屋敷拝領仕事

一、御書物役御徒之分は、御屋敷拝領仕度由願書、御徒頭奥書仕、年寄中宛所にて御普請方役所江指越
候得は、取次年寄中迄上之可被下旨被 仰出候得は、御徒組屋敷願所無構、何方にても所之義、年
寄中迄紙面上之可被下旨被 仰出候得は、屋敷打渡申候、

此儀被 仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より取次来申候、御書物役御徒之分は、
組頭屋敷人数之外之由、御徒頭より申越候紙面、左に記、

御徒頭より之紙面年号相知不申候、

覚

村金左衛門組
山本佐五左衛門
嶋三郎左衛門
松原万五郎

寺西故左平次組
山本孫八郎
田屋次郎大夫

不破平左衛門組
熊内治左衛門

脇田七兵衛組
瀧伊左衛門

神尾孫九郎組
半藤元右衛門
東郷市郎左衛門
藤田畏兵衛

赤尾助左衛門組
原田甚内
三輪伝助
古市作丞

△拾三人

右御徒書写役、拙子共組願屋鋪人数之外に御座候故、未御屋敷拝領不仕者書記進候、此内願書付上不申者も御座候、先望次第御渡可被成候、以上、

四月六日

赤尾助左衛門 判
村金左衛門 判
神尾孫九郎 判
脇田七兵衛 判
在江戸
不破平左衛門

御普請会所

(99) 御持方足軽居屋敷願様并手替足軽居屋敷願書付之事

一、御持方足軽居屋敷奉願候時分、場所を見立、差支申義無之哉之旨、願所絵図に記、夫々頭、御普請方役所江罷出相尋候に付、御算用場江申談支申義無之候得は、其趣右頭江申遣、可奉願旨申越、所之義相渡可申哉之旨、先々御普請奉行、右願所之絵図に添紙面を以、年寄中迄奉窺可被下旨被仰出候由、年寄中紙面を以申渡候、前廉御屋敷願書付、先々御普請奉行取次申義無御座候、

一、大組足軽頭并御持弓・御持筒足軽頭、手替足軽居屋敷、組屋敷にて奉願請取置申候、右頭替り候ても屋鋪指上不申候、

御先弓・御先筒足軽頭、手替足軽居屋敷拝領為仕度旨願書付、年寄中宛所にて、御普請方役所江指越候得は、取次上之申候、右手替足軽之義、頭替候得は屋敷差上申候、

御郡奉行被下足軽居屋敷、先年拝領仕置、右御奉行替り候ても足軽附渡に被成候に付、屋敷之義も附渡に仕度旨、代り御奉行御普請方役所江相断候得は、其趣紙面を以年寄中江相達、前夕其通に仕候、先年木梨助三郎代服部宇右衛門御郡奉行被 仰付候時分、被下足軽居屋敷、附渡仕候時分、先々御普請奉行年寄中江相達候紙面末に記、改作御奉行被下足軽居屋鋪、拝領為仕度旨願書付、年寄中宛所にて御普請方役所江指越候得八、取次上之申候、右被下足軽之義、御奉行替候得は屋鋪差上申候、

右足軽共御屋敷拝領為仕度旨、願書付取次候義、被 仰出又は年寄中申渡候紙面等毛無御座、前夕より取次來申候、

天和三年先々御普請奉行紙面

加州郡御奉行之内、木梨助三郎為代服部宇右衛門被 仰付候、就夫助三郎被下足軽五人共、宇右衛門方江請取申候、此者共居屋敷之義も宇右衛門方江居成相渡可申義と奉存候に付、窺申候、以上、

四月廿八日

奥村市右衛門
北川八郎左衛門

菊地九右衛門

本多安房殿
前田佐渡殿
奥村伊予殿
奥村壹岐殿

(100) 御屋鋪奉願可被下旨被 仰出、所拝領不仕せかれ代親奉願置候書付用候事

一、親代御屋鋪奉願可被下旨被 仰出候得は、知行當御屋鋪先後之帳に名記置申候、未所拝領不仕死去仕、跡目被 仰付、せかれ代所拝領仕度旨夫々頭支配より紙面指越、親奉願置候書付を用、先後之帳名書替置申候、

此儀被 仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来候近例は、

伴七兵衛紙面年号相知不申候

吉田故染右衛門跡目、今般無相違、養子三大夫に被 仰付候、然は屋鋪之義、故染右衛門願書付にて三大夫に相渡申御格も候は、相應之屋敷御座候時分、被仰下候様仕度存候、為其如斯御座候、以上、

十月八日

伴七兵衛

御普請会所

右紙面之趣、先御普請奉行承届、故染右衛門願書付を用、先後之帳に吉田三大夫と名記替置申候、

(101) 先知之内隠居知に被下候者隠居屋鋪不被下事

一、先知之内を隠居知に被下候者、隠居屋敷拝領仕度由、願書付出候共、取次申間敷旨年寄中申渡候、
^(之)先々御普請奉行覚書、左に記、

延宝四年先々御普請奉行覚書

今枝真斎老隠居屋敷拝領有度書付、御寄合所迄申上候処、真斎老先知之内、隠居知に被下置候故、別に隠居屋鋪望、書付御取次難成事に候間、此旨私共より委細真斎老江申入、右書付返進可仕旨、十二日之御寄合に左衛門殿御月番にて被仰渡に付、真斎老家來御普請會所江呼寄、委細申渡、右書付返進申候、向後ケ様之並之書付、取次申間敷旨被仰渡候、

延宝四年九月十四日

(102) 父子一所に御屋鋪奉願事

一、縱令親知行三百石、せかれ式百石被下置候者、父子一所に御屋敷拝領仕度旨にて五百歩屋敷在之、奉願候得は、五百歩当り御屋鋪奉願置候人々江触遣、望不申候得は父子一所に打渡可申哉と、年寄中迄奉窺可被下旨被 仰出、屋敷打渡申候、五百歩当り之人々、望不申候ても父子当り歩高三百步、式百步と分先願之者江触遣申義無御座候、

此儀被 仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来候近例は、

大河原助右衛門上地歩数五百拾七步四尺在之候処に、大野智名御扶持方当り歩高式百歩せかれ彦惣御扶持方当り歩高四百步に付、右上地父子当りに不足仕候得共、拝領仕度旨奉願候に付、父子一所に相渡可申哉之旨、先々御普請奉行紙面を以年寄中迄奉窺、可被下旨被 仰出、延宝六年彦惣へ四百步、残て百拾七步四尺智名へ相渡申候、

(103) 屋敷先願を越相渡申事

一、居屋敷御用地に被 召上候者并遠所より金沢江引越候者、御屋敷奉願可被下旨、被 仰出候得八、先願を越相渡申候、其外御屋鋪可被下旨被 仰出候者之内、先々を越相渡候様仕度旨、夫々頭支配より年寄中江相達、先願を越相渡可申旨、年寄中先々御普請奉行江申渡候得八、帳面に記置、相応之明屋敷、一番に触遣申候、

右居屋敷御用地に被 召上候者、替屋敷先願無構可相渡由、年寄中申渡候趣、先々御普請奉行覚書、左に記、

貞享三年先之御普請奉行覚書

御用屋敷に相渡り候替屋敷之義は、向後日付先後之無構可相渡之旨、青木孫十郎屋敷之義に付、御月番伊予殿被仰渡候、

四月十六日

奉
北川八郎左衛門

貞享四年先之御普請奉行覚書

一、野々村仲右衛門上ヶ屋敷之義、今月九日御寄合所江罷出、五百歩当り之拝領人、稻垣三郎兵衛一人就在之、其段江戸江申遣候処、望無之由申越候、右屋敷従 御城遠所にても候間、小身之面々、御屋敷拝領人多ク御座候間、割屋敷に可仕候哉之旨御月番佐渡殿迄窺候得八、則割屋敷に仕、小身之面々江相渡可然之旨被仰渡候処、坂井幽閑屋敷無之、仲右衛門家買請、御留守中御屋敷借り罷在、御帰城被遊、拝領仕度旨願候段、御月番迄幽閑方より被申上候処、幽閑は及八拾歳、屋敷願申義、先後構候ては、何時御屋敷拝領可在義も難知候間、先後無構拝領可成義候様に被思召候間、先々屋敷望人々、仲右衛門屋敷不及相触旨佐渡殿仰渡候、及八拾歳、右幽閑躰之者、是より後御屋敷願候者、是已後幽閑並之格にも被仰付、可然候哉と因幡殿江佐渡殿被仰候得は、此方江しかと被仰渡ハ無之、重てケ様の節御窺可申事、

丁卯五月十六日

奉
駒井勝大夫

一、御表小将稻葉官兵衛義、毎日 御城江罷出候に付、先後無構、御屋敷相渡候様に年寄中江相達申旨、支配中より紙面を以申越候、且又鈴木藤八御屋鋪拝領仕候節、御預御廄地等有之候間、先後之無構、早速相渡候様に年寄中江相達申旨、御馬奉行中より紙面を以申越候に付、右両人共、先後無構屋敷所年寄中迄奉窺、可被下旨被 仰出、元禄拾年藤八、同拾五年官兵衛屋敷、先御普請奉行打渡申候、

(104) 居屋敷御用地に指上替地被下候事

一、居屋鋪御用地に指上、替地之義、人々書上、夫々頭支配奥書仕、御普請方役所江指越申義も在之、又は人々書立、替地相渡可申旨、年寄中紙面を以申渡候義も御座候、右紙面御普請方役所に請取置、先屋鋪歩数無構、知行当り之屋鋪奉願所之義相渡可申哉と先々御普請奉行紙面を以、年寄中迄奉窺、可被下旨被 仰出、屋敷打渡申候、

一、三之一被下置候者、居屋敷御用地に指上候歟、又は何とそ子細在之替屋敷仕候者、親知行当り之歩数相渡可申義と先々御普請奉行、年寄中江上置申勤仕帳に書載申扣、左に記、

先之御普請奉行勤仕帳之内

一、親跡目三之一被下置候者、居屋敷御用地に被 召上歟、又は自分何とそ子細御座候て、屋鋪替仕候得は、替地被下候時分、唯今之知行当りに無構、親知行之歩数相渡申候並も御座候事、

一、横山故山城守・奥村伊予居屋敷御用地に指上、替地被下候時分、先屋鋪歩数打渡申候、

此儀先屋鋪歩数可被下旨被 仰出又は年寄中申渡候紙面等も相見へ不申、僉議之品相知不申候、

(105) 宝永式年屋敷指上替地被下候事

一、永原左京屋鋪并本堂形辺人々居屋鋪、宝永式年指上、替地之義、夫々頭より直に奉願候人々、先屋敷步数余歩請地之子細、玉井勘解由方より御普請方役所江相尋申候人々、替地在来候、余歩をも被下候、引料をも可被下旨申渡候由、勘解由紙面を以申渡候紙面之写、左に記、

宝永式年玉井勘解由紙面

年寄中組并支配

一、笠舞領百姓地之内 永原左京願地

下屋敷替地歩高

一、北川喜兵衛上地 村田縫殿右衛門願地

唯今迄之屋敷余歩之子細未相知不申候、追て可申渡候、

一、堀七左衛門上地 武藤半右衛門願地

御奥小将支配方

一、小塚善左衛門上地 鈴木清大夫願地

御大小將組并支配

一、長瀬新八郎上地 菅田貞右衛門願地

一、御鷹部屋跡 平井吉丞願地

此願地吉丞知行當り不足に候条、御引足可被下事、

一、富田小平太上地 杉山八太郎願地

八太郎儀、有來候余歩をも被下候事、

御馬廻組并支配

一、熊谷久大夫上地 葛巻図書願地

図書儀、有來候余歩をも被下候事、

一、津田甚左衛門上地 一色主膳願地

一、三吉助左衛門 上地 奥村主計願地
高橋又兵衛

一、笠嶋内之進上地 羽田帶刀願地

一、御鷹部屋跡并 御鷹匠上地引合 一色覺右衛門願地

一、久徳又四郎上地 笠間与七郎願地

定番御馬廻組

一、磯野三説上地 今村市六郎願地

組外

一、松崎清三郎上地 山口武大夫願地

一、中川清六郎上地 山口源大夫願地
御厩方

一、永田作左衛門上地 高橋小太郎願地

大橋長兵衛
中村市郎左衛門組

一、笠間孫平次上地 羽田伝左衛門願地

右人々替地願之通被下之候、引料をも可被下旨申渡候条、可被得其意候、以上、

六月廿五日

玉井勘解由 印

茨木左大夫殿

生駒万兵衛殿
津田政大夫殿
山崎主税殿

右引料銀御普請方役所より相渡不申候、

(106) 地子屋敷御用地に罷成替地被下事

一、地子地御用地に罷成候得は、替地年寄中江相達不申候人々歩数書立、町はつれにて、百姓地相渡可申旨、御普請方場印之紙面を以御算用場江申遣、屋敷請取申時分、御屋敷方役人も出シ不申、其所之地子肝煎罷出、百姓方より請取、人々江相渡申候、地子銀之儀八、其近所百姓相対下シ類地之並を以、百姓方江地子銀取立申候、

但、苗字在之者并下屋敷在之面々之家来屋鋪、御用地に罷成候ても前々より替地相渡不申候、僉議之品相知不申候、

此儀、先々御普請奉行前々より仕来申候、^(之)

右之通仕来候処、元祿拾弐年茶臼山崩出、土下に罷成并川筋川除為御用、相立候地子地之内に山伏頭乾貞寺罷有候、承応三年已前之寺庵は、町端地子明地之内、相渡可申旨 御定御座候、乾貞寺承応三年已前之寺に付、町端明地替地相極并地子人共、替地明地之内にて相極、今度之替地之儀は、各別に御座候由、先御普請奉行僉議仕、人々替地右之所相渡可申哉之旨、年寄中迄紙面を以、奉窺可被下旨、被 仰出候由、右紙面年寄中裏書を以申渡候、乾貞寺屋鋪先御普請奉行罷出、先屋敷之歩数打渡申候、地子人共屋敷之義八、苗字在之者并下屋敷在之面々之家来屋敷共に、御屋敷方役人共罷出、人々先屋敷之歩数図りを以、屋敷取格恰相極、其上にて右奉行罷出見分仕、替地地子肝煎江相渡、肝煎方より地子人共江相渡申候、

(107) 病気に付、居屋敷指上、遠所にて替地被下者之事

延宝式年年寄中紙面

一、御馬廻之内村瀬左近就病者、当分御奉公難相勤候、 御城下に罷在、火之用心も氣遣に存候間、唯今之屋鋪指上、石黒小右衛門上ヶ屋鋪拝領仕度候旨、叔父富永小右衛門就願、則達 御聽候処、右屋敷替可被下旨被 仰出候条、被得其意、被相渡之、唯今之屋鋪可被取上候、恐々謹言、

寅 十二月廿五日

奥村因幡 判
前田対馬 判
横山左衛門 判
本多安房 判

武部四郎兵衛殿
高山勘兵衛殿
野村伊兵衛殿

(108) 大屋鋪割屋敷に仕相渡申事

一、大屋鋪にて相應之拝領人も無御座屋敷八、割屋敷に仕、相渡可申哉之旨、絵図を以年寄中迄奉伺被 仰出候得は、割屋鋪に仕候、

此儀、先々御普請奉行前々より仕来候、何時分より割屋敷仕来候哉、相知不申候、^(之)

(109) 一屋鋪両人江割屋敷に仕相渡申時分余歩請地に為仕様之事

一、一屋敷両人江割屋敷に仕相渡申時分、余歩御座候得は、両方江当分に為致請地申候、乍然式拾歩より内之余歩に御座候得八、壱人に為請申候、子細八式拾歩より内之余歩、^(等)當分に仕候得は、拾歩より内に罷成申候、拾歩より内之余歩は、其屋敷に附ケ、前々より地子銀取立不申候に付、右之通に仕来候、

此儀被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来候、何時分より仕来候哉、相知不申候、

(110) 小屋鋪を合、一屋敷に仕并道附替申事

一、小屋敷を合一屋敷に仕、步数相応之者江触遣、拝領仕度由願候得は所之義、紙面年寄中迄奉伺、可被下旨被仰出、御屋敷打渡申候、且又中通道在之候得は、附替相渡申義も御座候、此儀先々御普請奉行前々より仕来候、何時分より仕来候哉相知不申候、^(之)

右之趣に付、元禄拾四年永原藤七郎、御鷹師六人、上ヶ地拝領仕候時分、中通之道附替打渡申候、

(111) 隣屋敷と申談及断拝領屋敷割直申事

一、御屋鋪拝領仕置候者両方共家作無之、互に屋敷なり悪敷候間、割直申度由願書付、夫々頭添紙面、御普請奉行宛所にて指越候得は、年寄中江相達、御普請奉行罷出、割直申義も御座候、近例八、元禄三年那古屋市之助・芝田久丞家類焼仕、互に家作無之、屋敷なりも悪敷にて割直申度由、及断人々頭より申越、其趣年寄中江相達、先々御普請奉行罷出、屋敷割直相渡申候、

(112) 子細有之居屋敷居住難仕、替地奉願被下、跡屋鋪重て渡屋敷に仕事

一、子細有之居屋敷居住難仕、替地被下者之跡屋鋪、歩数相応之者拝領仕度旨奉願候得は、所之義、先々御普請奉行紙面を以年寄中迄奉窺可被下旨被仰出、屋敷打渡申候、此儀、先々御普請奉行前々より仕来候近例は、井上久太郎・井上久兵衛一所に御屋敷拝領仕罷在候処、井水無之旨にて延宝五年に屋鋪替仕候、跡屋鋪同六年に井上七之助拝領仕候、

(113) 拝領屋鋪之外請地之分取上候事

年寄中紙面拾一ヶ條之内年号相知不申候、

一、拝領地之余請込在之屋敷、一屋鋪に可罷成候者、取上可被申候、又請込一屋敷より少分にても隣に今度渡り屋鋪在之、其歩数不足候は余地之請込取上、一屋鋪にたし候て渡可申事、

閏十二月廿六日

奥村因幡 判

前田対馬 判

湯治

津田玄蕃

在江戸

今枝民部

横山式部殿

多賀左近殿

熊谷久右衛門殿

津田二郎左衛門殿

岡田重右衛門殿

右之趣に付、御算用者高柳故吉左衛門上地八拾九步尺五寸在之、御算用者小頭桐山吉兵衛拝領仕度旨奉願候、吉兵衛知行當り歩百式拾步に付、三拾步三尺五寸不足仕、隣水上十郎兵衛居屋敷之内請地七拾步在之、不足分右請地之内を以引足、吉兵衛當り百式拾步相渡可申哉之旨、
先々御普請奉行・年寄中迄奉窺、相渡可申旨被 仰出元禄五年に打渡申候、

(114) 御加増被下者居屋鋪不足步被下候事

一、御加増被下候者、居屋敷之内に請地在之、知行當り不足歩、右請地引足拝領仕度旨、又は隣屋敷請地有之、相対を以納得仕、請地指上可申旨、隣之者申候得は、不足分右上地引足拝領仕度旨願書付、夫々頭支配中奥書仕、御普請方役所江差越候得は、取次年寄中迄上之申候、又は御加増に付、居屋敷不足分拝領仕度旨、前廉願書付上之可被下旨被 仰出、重て右不足分居屋敷之内、請地又は隣之上地引足、拝領仕度旨、御普請方役所江相断候へハ、不足分引足相渡可申哉之旨、所之義先々御普請奉行紙面を以年寄中迄奉窺、可被下旨被 仰出候由、右書付并紙面、年寄裏書を以申渡候得は、
(敷脱) 居屋之内請地引足相渡申義は、前々より御普請奉行罷出相渡不申、請地之歩高を以、不足分指引仕、於御普請方役所、御屋敷請取帳判形為仕候、隣上地引足相渡申時分ハ罷出、引足歩迄打渡、有來候居屋敷之分相改申義無御座候、

右打渡不申義并打渡申義、被 仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来候右両品近例は、

土師清大夫御加増被下、不足歩居屋敷之内請地在之、貞享五年拝領仕候時分打渡不申、於普請方役所御屋鋪請取帳に判形為仕候、

水野次郎右衛門御加増被下、不足歩後隣丹羽織部・津田次郎左衛門請地之内を以、貞享式年引
(之) 足拝領仕候時分、先々御普請奉行罷出、引足分打渡申候、

(115) 明屋敷畠請仕、先年より居屋敷之内江囲込置候屋敷取上渡屋敷に仕事

一、惣て明屋敷畠請に為仕候時分、家作之義ハ勿論、四つ目垣之外、慥成垣も仕間鋪旨、畠請書付文言に為相調、居屋敷統之明地隣之者畠請仕候者、囲込不申様に可仕旨、前々より地子肝煎共にも急度申渡置候処、先年より居屋敷統之明地隣之者、畠請に仕、居屋敷之内江囲込置候、屋敷取上、渡屋鋪に仕義も御座候、

此儀被 仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来候、近例は、

永田新兵衛上地、井上源左衛門畠請に仕、居屋敷之内江囲込置候処に天和三年に右上地取上、御算用者中田市郎左衛門江相渡申候、

(116) 知行當りより広屋鋪地形悪敷分余歩請地為仕候事

寄合所にて相極拾四ヶ条之内年号相知不申候、

一、被下屋鋪余歩多ク御座候共、悪敷所之分は為請込可申事、

右之趣に付、地形悪敷屋敷、歩数相応之者江触遣、望申者無御座候得は、縱令御知行式百石当り之御屋鋪、百石被下者江も触遣、拝領仕度旨申候得は、其趣先々御普請奉行紙面を以年寄中迄奉窺、可被下旨被 仰出候得は打渡、余歩請地に為仕候近例は、

中黒道隨上地、天和元年藤田平兵衛拝領仕候時分、歩数千式百五拾八步三尺之内、平兵衛知行當り歩高六百歩拝領仕、残て六百五拾八步三尺請地に仕候、先々御普請奉行平兵衛方江遣候紙面

之写、左に記、

天和元年先之御普請奉行紙面

御自分替屋敷御願之通、去暮被 仰出、則今日打渡申候、此屋敷貴様江打渡可申哉と窺書付上ヶ不申候以前に、去年十一月十日於 御城、奥村伊予殿御月番之時分、屋敷委細之義申上候処、勿論歩数千式百歩余大屋舗に候得共、右歩数之内四百八拾步余八大穴にて、所により深サ三間計も有之旨に候得は、脇江渡屋舗に罷成義にて無之候間、中黒道隨上ヶ屋敷之分、不残御自分以來迄之本請込に可申談旨、御年寄中御四人共に御相談にて拙子共江被仰渡候、其御心得可被成候、以上、

辛酉二月十六日

野村伊兵衛 判

高山勘兵衛 判

菊地九右衛門不有合

藤田平兵衛様

(117) 剣術稽古所并御鉄炮張請地之事

一、御屋敷当り歩数より広候ても、剣術稽古所に仕度候間、当歩数之外余歩請地に奉願候、并御鉄炮張居屋敷当歩之外、細工所六拾步相渡候、外に中打場仕度由にて余歩請地に奉願候得は、歩数百歩より上之余歩にても承届、其趣書記、所之義相渡可申哉之旨、先々御普請奉行紙面を以年寄中迄奉窺、可被下旨被 仰出、屋敷打渡申候、

此儀先々御普請奉行、前々より仕来候近例は、

剣術稽古所御断申上、寛文七年山崎伊兵衛歩数百歩請地仕候、御鉄炮張大橋久丞、元禄十三年御屋敷拝領仕候時分、当歩之外六拾步、細工所七拾步請地仕候、

(118) 上屋舗御用地被 召上、下屋敷之内に請地在之、則上屋敷之替地に拝領仕事、又は請地在之候ても外にて替地拝領仕事

一、横山故山城守并奥村伊予上屋敷御用地に被 召上、替地拝領仕候時分、山城守下屋敷之内請地不残拝領仕、不足分別所にて拝領仕候、伊予替地拝領仕候時分、下屋敷之内請地御座候得共、替地別所にて拝領仕候、

(119) 下屋舗之内与力上ヶ地在之請地仕事

一、与力屋敷、先年寄親下屋敷之内にて居屋敷拝領仕罷有候者、小立野・泉野両所与力町之内江引越申跡屋敷他之者拝領仕候得は、下屋敷之内江入込申に付請地に仕度旨、書付御普請方役所江出候得八、其趣年寄中江相達、請地に為仕候、

此義前々より請地為仕候近例は、

前田万之助下屋敷之内与力上地在之、請地に仕度旨、元禄式年万之助奉願、其趣年寄中江相達、歩数六百七拾三步五尺六寸請地に為仕候、

(120) 侍町之中明屋敷有之請地仕事

一、侍町之中に明屋敷在之、隣屋敷之者当分畠請に仕置、數年請取人も無御座、本請地に仕度旨、相断候得は、為請込申候、

此儀被 仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より請地に為仕候、何時分より仕来候哉相知不申候、近例は、

多賀予市右衛門隣久田故金左衛門上地步数式百八拾式步三尺御座候、御屋鋪拝領可仕相応之人々江触遣、請取不申候に付、元禄四年予市右衛門請地に為仕候、

(121) 地子地続に明屋敷在之地子地に申付事

一、地子町之中并同続に明屋鋪在之、歩数相応之者江触遣、請取不申屋敷、又は川端等に空地有之、地子屋敷願申者御座候得は、地子地に申付義も御座候、

此儀被 仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来候、何時分より仕来候哉相知不申候、右両品近例八、

木ノ新保町之内定番御馬廻吉田七左衛門上地、元禄四年地子地に申付候、

香林坊橋之辺堀端之空地、元禄四年地子地に申付候、

(122) 川端又は山下に居屋敷拝領仕罷有候者請地在之、屋敷之内崩申旨及断候得は請地之地子銀引申事

一、川端又は山下に居屋敷拝領仕罷有候者、請地在之屋敷之内崩申旨及断候得は、御屋敷方役人差遣見分為仕、崩候歩数之図を以請地之地子銀引申候、

此儀被 仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来候近例は、

玉泉寺後悪水通之端に罷有候定番足軽小頭佐藤権兵衛并野田寺町かけ縁に罷有候日蓮宗高岸寺居屋敷之内、請地在之候処に、元禄拾式年右両人居屋敷之内崩候に付、請地之地子銀引申度旨地子肝煎方江両人共に及断申旨、右肝煎御普請方役所江相断候に付、御屋敷方役人差遣、見分為仕候処に、請地の歩数より多崩申に付、両屋敷共に請地不残地子銀引申候、

(123) 川端又は山下に罷有候地子地之者、居屋敷崩、居住難仕旨相断候得は地子銀引申事

一、川端又は山下に罷有候地子地之者、居屋敷崩、居住難仕旨、地子肝煎書付を以、御普請方役所江相断候得八、御屋鋪方役人差遣、見分為仕、居住難仕躰に候得八、其趣町奉行中江申遣、地子銀引申候、替地相渡申義八無御座候、

此儀被 仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来候近例は、

小立野かけ原町川端之地子家宅軒、元禄十六年七月三日之洪水にて流、居屋敷崩、家作難仕旨、地子肝煎書付を以御普請方役所江相断、御屋鋪方役人差遣、見分為仕候処に居住難仕躰に付、其趣町奉行中江申遣、地子銀引申候、

(124) 百歩より上之余歩為致請地不申、又は請地に為仕申義在之事

先之御普請奉行勤仕帳之内

一、屋鋪当歩之外、余歩百歩より内は請地に申渡、百歩より上は為致請地申間鋪候、

此儀、寛文拾年年寄中先々御普請奉行江申渡候、乍然百歩より上にても、品により跡々為致請地申候、近例は、

恒川又助御屋敷拝領仕候時分、屋鋪前口狭、門口等難附御座候得共、余歩有之候間、拝領仕度旨奉願候に付、当歩之外余歩請地に為仕相渡可申哉之旨、先々御普請奉行紙面を以年寄中迄奉窺、可被下旨被 仰出、又助当歩之外步数百三拾九步四尺請地に為仕、貞享式年に打渡申候、津田玄蕃下屋敷替地、南広岡村領百姓地之内被下屋敷打渡申時分、地なり悪敷、空地步数百三步式尺八寸出来仕、田畠にも難成百姓迷惑仕旨に付、先御普請奉行僉議仕、元禄拾四年右歩数玄蕃請地に為仕候、

(125) 屋鋪替之事

寛文拾一年寄合所書出

一、向後御家中面々居屋鋪何とぞ居住難仕断在之、指上申度旨申者於在之は、其断承届、尤之品に候者其節替屋敷可被下之、但私之義にて断難立事は、向後取次被申間敷事、

三月十六日

寄合所書出

右之通に付、居屋敷之内崩候歟、何とぞ居住難仕申立有之、屋敷替仕度旨願書付、夫々頭支配中より年寄中宛所にて、御普請方役所江書付指越候得は、私共并御普請方御横目罷出見分仕、居住難仕様子見届、其趣絵図に記、私共奥書仕、右願書付相添、年寄中迄上之申候、右之品に付留帳之写、左に記、

延宝七年留帳之内

御小将前田六之丞・堀半右衛門替屋敷仕度願之書付、御添書被成被下候に付、私共も格之通、罷出見届申段加奥書持参仕、御老中江委細申上候処、跡々悪屋敷、或井水無之と御断申上、替屋敷仕人々之跡屋鋪、其分にて明屋敷成、在之者なく候、左候者私共僉議不詰に成可申候、向後替屋敷仕人々之跡屋鋪、以来迄御屋敷拝領人請取申間敷に究候旨、拙子共慥申上候は、書付御上ヶ可被成候、左様に無之におひてハ、自今以後替屋敷之書付、御前江御上ヶ難被成旨被仰聞候、御訟訴申上、替屋敷仕候衆之跡屋鋪、已後迄請取人有之間敷段、私共慥請合申義は不被成候、兎角是已後替屋敷之義は先不調格に成申候、數度御老中之御前江罷出、是跡之義も様子申上候得共、不罷成候、此上は了簡無御座候、則書付致返進候、以上、

二月廿八日

野村伊兵衛

高山勘兵衛

武部四郎兵衛

半田五郎左衛門様

平岡五左衛門様

青木主計様

右之趣に付、私之義にて屋敷替仕度旨書付取次不申候、乍然竹中伊兵衛先年屋鋪替願申節、年寄中申聞候は、伊兵衛義は一僕、其上御用をも相勤、毎年江戸江罷越、当地御用所江も毎日罷出申者に候得は格別候間、屋敷替之書付取次可申旨先々御普請奉行江申渡候に付、其砌取次上之、替屋敷被下候、

(126) 御鷹匠替屋鋪并御鷹匠跡屋鋪他組江相渡申事

一、御鷹匠屋敷上ヶ地御座候ても他組江相渡不申、与力屋敷同事に、所之義不及奉窺、相渡可申旨奥村壹岐・前田備前先々御普請奉行江申渡候、

右御鷹匠屋鋪不及奉窺相渡可申由に候得共、子細有之、当歩数より広屋敷拝領仕度旨奉願候得は、相渡申義も御座候、先々御普請奉行覚書、左に記、

元禄元年先之御普請奉行覚書

御鷹匠清水与兵衛唯今迄之居屋鋪、前口四間奥江拾八間余有之、御鷹外架可仕様無御座候、其上鶴しゝ被仰付候時分八、御鷹三居しゝ仕に付、二居別所に指置難義仕候、然所今度黒田弥兵衛・同甚助別所にて御屋敷致拝領、只今迄之居屋敷指上申候、此兩人元屋敷にハ、幸御鷹部屋三軒御座候間、此屋敷拝領仕、唯今迄之居屋敷指上申度旨書付若御年寄衆迄出候、御鷹匠町之義は、与力屋鋪同事に一縄にて相渡、外之者拝領不仕所に有之候得は、当秋与力大嶋浅右衛門屋敷、願之格にて御耳に不及立、御年寄衆御了簡にて押御状被下候得は、事済不申義と思召、つかへ申義も無之候哉と前

田備前殿・奥村因幡殿御両人、杉江平丞江御尋に付、被仰聞候通御尤奉存候、滞申義毛無御座候、乍然先年御鷹匠伊藤五助親死去仕候時分、親屋敷には家作有之、其身拝領屋敷、未家作不仕候間、親屋敷拝領仕、其身屋敷指上申度旨奉願候時分は、達 御聴可被下旨被 仰出候由、御年寄衆御裏書相調事済申候、且又役所張紙に、軽きもの共も向後替屋敷之義不罷成候、但、惣縄之足輕又は御鷹匠などの屋鋪之義は格別に候、如斯在之に付両様写、因幡殿被仰候は、得 御内意候処、与兵衛願之通可被下旨被 仰出候、与兵衛當余歩八如何可仕哉と御尋に有之候旨被仰候に付、百歩より内は私共心得を以其屋敷に附、請地申付候、弥兵衛・甚助元屋鋪与兵衛當七拾步・御鷹部屋三拾步、以上百歩拝領仕候、外五拾步八請地に被仰付可然奉存旨申上候処、左候者押御状可被下候、向後達御聴不及申候間、此度被得 御内意候段、押御状に八御調被成間敷候旨被仰渡、押被下候に付弥兵衛・甚助先屋鋪与兵衛に相渡ス、

十月十二日

奉 杉江平丞

右押状、左に記、

以上、

黒田弥兵衛元屋敷清水与兵衛に相渡、尤当之余歩は請込被申付、与兵衛只今迄之屋敷可被取上之候、以上、

(元禄元年)
戊辰十月十四日

前田対馬 判
前田備前 判
津田玄蕃 判
奥村因幡 判

駒井庄大夫殿

菊地九右衛門殿

杉江平丞殿

御鷹匠屋敷之義は他江相渡不申処、元禄十二年先御普請奉行覚書を以年寄中迄相尋候処、他組江も相渡可申旨申渡候覚書、左に記、

元禄十二年先御普請奉行覚書

小立野御鷹部屋跡屋敷并御鷹匠上地共、他江相渡申間敷旨先年各様被仰渡候、弥其通に相心得罷有可申候哉、但相応之人々江相渡可申候哉、

八月廿二日

浅加十郎右衛門

右口上書を以年寄中迄相尋候処、先見合可申旨被申渡候、

重て元禄拾三年年寄中江先御普請奉行相尋候覚書

覚

一、大乗寺跡屋敷

一、御鷹部屋跡屋敷・御鷹匠上地

一、今枝故伊兵衛上地

右渡屋鋪に可仕哉之旨最前各様迄相伺候処、先見合可申旨被仰渡候、弥渡屋敷に仕候義見合可申候哉、被 仰渡次第に奉存候、以上、

十月廿三日

浅加十郎右衛門

元禄十二年先御普請奉行覚書

出雲殿より申来、越後屋敷江罷出候処、被仰渡候趣、先日十郎右衛門申聞候は、大乗寺跡屋鋪、御鷹部屋并御鷹匠上ヶ地渡り屋敷に可仕哉之旨に付、御僉議被成候処、渡り屋鋪に四ヶ所共に可仕旨、被仰渡候、

十一月

高木庄兵衛

右之通に付、渡屋敷に仕候、

(127) 同身代之者替屋鋪之事

一、同身代同步数之屋鋪に罷有候者、才川口或浅野川辺に互之親・兄弟在之、他国詰等仕者、勝手に宜候間、屋鋪替仕度由願書付、夫々頭支配奥書仕、御普請方役所江出候得は取次年寄中上之、可為願之通旨、被 仰出由、右書付年寄中裏書を以申渡候得八打渡不申、両人共に御普請方役所罷出、御屋敷請取帳に判形仕候、

右書付取次申義被 仰出又八年寄中申渡候紙面等も無御座、先年八書付取次上之候得共、近年ハケ様之願仕者無御座、先例は、

別所治右衛門・佐藤喜右衛門、同身代居屋敷同步数に付、互に屋鋪替仕度旨、寛文拾年願書付上之候処に、可為願之通旨被 仰出、屋敷替仕候、

(128) 先祖代居屋鋪壳候歟又は屋敷指上候者貸屋鋪之事

延宝四年先之御普請奉行覺書

一、先祖代家屋敷壳候面々、子孫代屋敷為致請地可申旨、(延宝四年)辰七月対馬殿御月番之節、於 御城被仰渡、
(普請奉行) 武部四郎兵衛承候、

延宝四年八月四日

先祖代々屋敷壳候歟、又は上ヶ候て、屋敷所持不仕候者御屋敷願申候ても、書付前々より取次不申候、身代相応之屋敷地子銀出、借り屋敷仕度旨書付、夫々頭支配中奥書仕、御普請方役所江差越候得八、年寄中へ相達貸置申候、右貸屋敷に罷有候者病死仕、跡目兄弟に被下候得は、弟義御屋敷奉願度旨書付、頭奥書仕、指越申候得八、取次年寄中迄上之申候、近例は

寺西十蔵借屋敷に罷有病死仕、跡目兄弟御配分被 仰付、弟寺西孫九郎貞享式年御屋敷奉願候処、可被下旨被 仰出候、

右借屋敷仕者、御屋敷奉願候ても書付取次申間敷旨、被 仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、先々御普請奉行より取次來不申候、僉議之品相知不申候、

(129) 貸屋鋪仕事

一、町医師之内、御屋敷拝領仕罷在候者病死仕、其せかれ親同事に療治仕候間、跡屋敷地子銀出、借罷在申度由、願書付に町奉行奥書仕、御普請方役所江指越候得は、前々貸置申候、

一、町医師之類并狩野三徳・前田大七郎母、ケ様之類之者、借り屋敷仕度由、夫々支配又は地子肝煎を以御普請方役所江書付指越候得八地子銀為出、前々貸置申候、

一、青山甚五兵衛最前御屋敷拝領仕罷在候処、其已後知行当之御屋敷被下候に付、跡屋敷上之可申候得共、厄介人御座候に付、先屋敷借り置申度由、御普請方役所江相断申に付、地子銀為出、元禄六年より貸置申候、

一、地子肝煎之内屋敷所持不仕者、夫々才許所之内、明屋敷在之候得八、地子銀為出貸置申候、

右四ヶ条其時々先々御普請奉行、年寄中江相達貸來申候、

(130) 御徒組屋敷願置候所之事、

一、御徒組屋敷、先年御徒頭奉願置候所之内、屋敷上ヶ候者在之候得八、御徒之内家相対を以買請、

組屋敷相極申迄、借屋敷に仕度旨、其頭より年寄中江相達、貸置可申旨申渡由、右頭より紙面を以、御普請方役所江申越候得八、貸置申候、右借屋敷に罷有候者病死等仕、屋敷指上、其屋敷同組御徒家買居に仕、借屋敷に仕度旨に候得八是又同格前々貸置申義も御座候、其外御大工并御扶持方大工、町会所支配之者、親時分に右願所之内に御屋敷拝領仕罷在病死仕、跡屋敷上之候得共、御徒組屋敷相極申迄、当分せかれ指置申度旨、夫々支配中より年寄中迄相達、其趣御普請方役所江紙面指越候得八、前々より貸置申候、

御徒組屋敷願所之外、親時分所々にて御屋敷拝領仕罷有病死仕、跡々屋敷之義、せかれ御徒にて当分借り罷在度旨に候得八、右之格を以其通貸置申候、此格に准、元禄拾六年より御徒之外にても親跡屋敷、せかれ御屋敷可被下者に候得八、御屋敷所拝領仕迄當分借屋敷に仕罷有申候、

右、御徒組屋敷六組共、貞享四年御徒頭願上候時分より右之通に仕来候、才川御接來畠近所并新豎町後水溜近所御徒組屋敷、願所に罷在候他組之者、先年類焼之人々居屋敷御徒組屋敷に罷成候時分八、何時にも家壞取可申候間、家作仕度由願候得八、為致其通に申候、又ハ右願所之内屋敷指上、替地拝領仕度由奉願者ハ書付上之、可被下旨被仰出、屋敷相渡申義御座候、両品近例は、

御算用之者藤井小兵衛、才川御接木畠近所御徒組屋鋪願地之内御屋鋪拝領仕罷有、元禄三年類焼にて家作仕様時分、何時にも此所御徒屋敷罷成候は、家壞取可申旨相願、先々御普請奉行承届、其通に仕候、

御算用者河合源助、右同所に罷有、類焼にて居屋敷差上、元禄十四年於別所、御屋鋪拝領仕候、

(131) 卯辰山觀音之下御徒屋敷請地在之候ても地子銀取立不申事

元禄元年年寄中紙面

一、長谷觀音山之下之内

村金左衛門組

一、同断

不破平左衛門組

右両組御徒居屋敷に可相渡旨被仰出候、則絵図頭中より可相達候条、朱引之内可被相渡候、以上、
戊辰八月廿九日

津田玄蕃 判

横山筑後 判

奥村因幡 判

奥村伊予 判

前田佐渡 判

本多安房 判

菊池九右衛門殿

駒井勝大夫殿

杉江平之丞殿

元禄元年先之御普請奉行御徒頭へ遣候紙面之留

一、各様御組御徒居屋敷、長谷觀音山之下可相渡旨、当八月廿九日御寄合衆より御折紙被下候、左候は右之所に唯今罷在候御両組、御徒居屋敷當歩之外、請地在之者ハ、当年八半地子、来年より地子銀皆引之首尾に御座候間、左様に御心得可被成候、為御案内如斯御座候、以上、

十二月十四日

杉江平丞

菊池九右衛門

駒井勝太夫

村金左衛門様

不破平左衛門様

右之趣に御座候得共、屋敷今以打渡不申候、僉議之品存知 [(無之カ)] 候、御徒居屋敷当歩高之外請地在之分、其砌より地子銀取立不申候、

(132) 新地之寺庵御停止之事

寛文拾年年寄中紙面

一、新地之寺庵、従跡々雖為 御停止、重て承応三年弥可相守之旨被 仰出候上は、地子地に在之候寺庵御用地に被 召上候歟又は居屋敷等に被下候共、向後承応三年より已来之寺庵ハ、地子屋敷にも差置申間敷旨被 仰出候、可被得其趣候、恐々謹言、

戌八月十九日

前田対馬 判

奥村因幡 判

横山左衛門 判

長九郎左衛門 判

本多安房 判

御普請奉行

延宝式年年寄中紙面

覚

一、先年如被 仰出候、承応三年以前出来之寺庵之屋敷、御用地に被 召上候歟又は被下屋敷に相渡候者、其替地町端之地子明地之内を以請させ可被申候、向後百姓地ハ為請被申間敷候事、

一、古来より金沢に罷有、中頃御領国之内、又は他国江罷越、其已後金沢江立帰、先規を申立、寺屋鋪望候共、為請被申間敷候事、

一、御領國之内跡々に罷有、其所勝手悪敷旨にて金沢へ罷出請地望候共、又為請被申間鋪事、

寅八月廿四日

奥村因幡 判

前田対馬 判

横山左衛門 判

本多安房 判

武部四郎兵衛殿

高山勘兵衛殿

野村伊兵衛殿

年寄中紙面拾壹ヶ条之内年号相知不申候

一、惣構より内侍屋敷并町屋に交り在之寺庵方之分、泉野にて替地被下候間被打渡、何も取上可被申候、

但、本願寺宗旨寺々之儀ハ、其儘可被指置候事、

右之通に御座候得共、本願寺宗旨之外、侍屋鋪并町屋に交有之寺庵、所々に御座候、

(133) 地子町之中に罷有庵之事

元禄三年先々御普請奉行・町奉行江遣候紙面之留

一、地子町之内出家道心居来候者ハ、格別新規に家作仕候歟家を買罷越候者ハ指置申間敷旨地子肝煎共江先頃申渡候に付、実否御聞被成度由、弥其通に御座候間、左様御心得可被成候、寺号在之出家ハ勿論之義御座候、且又地子方地論等之義は可承届候間、此方江モ可申聞旨申渡置候、以上、

十二月四日

戸田清大夫

江守平左衛門様

和田小右衛門様

右之趣被 仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、元禄三年より改来申候、

(134) 町屋居屋敷境論仕屋敷取上様之事

一、元禄三年類焼之所屋敷相改申時分、横安江町地子地之後、本町と屋敷境に空地有之、相改置候処、前通りに罷有候地子人たはこ屋六兵衛・塩屋治兵衛、右空地請地に仕度旨、才許之地子肝煎江相断申内、同続に罷在候地子人田上屋又三郎、右空地又三郎居屋敷之内に候由申候に付、相断申旨、六兵衛・治兵衛書付・絵図相添、御普請方役所宛所にて、地子肝煎奥書仕出之候に付、又三郎手前遂吟味候処、弥空地に相極候、先々御普請奉行僉議仕、又三郎申分悲義に付、向後縮之ために候間、又三郎居屋敷取上可申旨、右肝煎に申付候段、元禄三年九月晦日、町奉行中江紙面を以申遣候、右又三郎義、銀見にて御隠密御用相勤、手支に罷成候間、其通に指置申度旨大銀奉行より詫申に付、其通に仕度旨、同年十一月十八日、町奉行中より紙面を以申越候に付、取上置候又三郎屋敷前口壹間通減、残所に又三郎指置可申旨、肝煎并又三郎御普請方役所江呼寄申渡、其趣町奉行中江紙面を以申遣候、右、減候地并空地之所、六兵衛・治兵衛請地に申付候、

一、元禄六年御寺方境内相改候様に被 仰出、宝円寺屋敷門前地共に先々御普請奉行罷出相改候処、門前と本町と屋敷境、本町之地門前地の方江入込在之由、本町之者共申懸、門前之者共聊本町之地入込不申旨にて境論仕候に付、大絵図之面を以本町之方間数等相改候処に、大絵図之面より間数多ク在之候に付、其分伐出可申旨本町之者共へ申渡候処、人々家作へ懸り迷惑仕旨達て相断候に付、右余地本町之者請地に申付、地子銀為出之申候、

(135) 侍并寺庵居屋敷続地子地又は百姓地之家為買繼不申事

一、地子地并百姓地続に罷有候侍并寺庵居屋鋪続に売家在之、買繼申度旨、地子肝煎江申達候得は、御普請方役所江右肝煎相断、先々御普請奉行前々為買繼、居屋敷之内江囲込申候、
右之品、元禄十六年より御普請方役所江相断候ても貪着不仕候、

一、地子地に罷有居屋敷続百姓買繼并百姓地の方より地子地買繼申度旨、前々は地子肝煎迄相断、其趣町奉行中江相達為買繼候処、元禄三年類焼仕所相改候得は、壹人之屋敷・地子地・百姓地入込、境目難決御座候に付、先々御普請奉行致僉議、元禄三年より互に為買繼申間敷由、肝煎共江申渡置候、

(136) 寺屋鋪崩候歟又は子細有之居住難仕替屋鋪奉願候事

一、寺屋鋪かけ縁などに罷在、崩候て居住難仕候得は、替屋敷拝領仕度由願書付、頭寺并寺社奉行奥書仕、御普請方役所江指越候得は、前々取次年寄中迄上之可被下旨被 仰出、願屋敷有歩之通又は先屋敷之步数、又は先歩数一倍被下義も御座候、右之品左に記、

元禄八年年寄中紙面

覚

一、五千八百四拾三歩余

右之歩数石川郡寺地村領之内にて寺屋敷被下候に付、御算用場奉行江申渡候条、屋鋪相渡候刻、各も被罷出、右奉行示談候て可被打渡候、尤只今迄寺地弐千百七拾六歩并安房守貸置候分・塔頭屋敷共千四百九拾壹歩余可被取上之候、以上、

乙亥七月廿二日

横山左衛門 印

前田対馬 印

村井出雲 印

長九郎左衛門 煩

江戸前田備前

江戸奥村壱岐

高畠久兵衛殿

高木庄兵衛殿

前田清八殿

右禪宗大乗寺替屋敷被下候時分、先屋敷歩数一倍被下旨、年寄中覚書を以、先御普請奉行江申渡、元禄八年屋敷打渡申候、右覚書左に記、

元禄八年年寄中相渡候覚書

大乗寺唯今迄之寺地 弐千百七拾六步

右歩数一倍にして 四千三百五拾弐歩

安房守貸置候時分、塔頭屋舗共 千四百九拾壹歩余

二口

合五千八百四拾三歩余被下之候、

日蓮宗法蓮寺上地、浄土宗大円寺拝領仕度旨願書付上之、可被下旨被 仰出候由、右書付年寄中裏書を以先御普請奉行江申渡、元禄十三年屋舗打渡申候、右上地歩数不残拝領仕候、

年寄中紙面年号相知不申候、

開禪寺屋敷之義、長九郎左衛門方より就被申上、替屋敷野田寺町之続にて先屋敷歩数可被下旨被仰出候間、打渡可被申候、以上、

丑十一月廿二日

奥村因幡 判

奥村河内 判

津田次郎左衛門殿

久津見忠兵衛殿

近藤新左衛門殿

右之趣に付先屋敷歩数打渡申候、

(137) 家屋舗立申者引料之事

万治三年御定

家屋敷立申引料之覚

一、六拾石より五拾石迄 弐百目

一、百石 弐百五拾目

但はした知行有之時は弐拾四石迄下江付、弐拾五石よりは上江可付、

一、百五拾石 三百目

一、弐百石 三百六拾目

一、弐百五拾石 四百三拾目

一、三百石 五百目

一、三百五拾石より四百石迄 六百目

一、四百五拾石より六百石迄 七百目

一、六百五拾石より七百石迄	八百弐拾目
一、七百五拾石より八百石迄	九百五拾目
一、八百五拾石より九百石迄	壹貫百拾匁
一、九百五拾石より千石迄	壹貫弐百八拾目
一、千五拾石より千三百石迄	壹貫四百七拾目
一、千三百五拾石より千五百石迄	壹貫六百八拾目
一、千五百五拾石より千七百石迄	壹貫九百弐拾目
一、千七百五拾石より千九百石迄	弐貫百八拾目
一、千九百五拾石より弐千石迄	弐貫四百六拾目
一、弐千五拾石より弐千三百石迄	弐貫七百七拾目
一、二千三百五拾石より弐千四百石迄	三貫目
一、弐千四百五拾石より弐千七百石迄	三貫四百六拾目
一、弐千七百五拾石より弐千九百石迄	三貫八百四拾目
一、弐千九百五拾石より三千石迄	四貫弐百四拾目

御切米取

一、九拾俵より八拾俵迄并御茶堂・医師給金銀取	弐百五拾目
一、七拾俵より六拾俵迄	弐百目
一、五拾俵より三拾俵迄、知行五拾石より下歩行並	百五拾目
一、足軽・裁領・餉指・御台所・役懸・板前・御大工・掃除坊主	百目
一、本座御小人・御草履取・御馬捕	七拾目
一、能登・越中・小松より引越申者迄石當に三割半増銀可被下事、	
一、金沢に家屋敷持、能登・越中・小松より引越申者八石當に三ヶ一可被下事	
一、金沢に屋舗持、番小屋迄在之者は石當に三ヶ二可被下事	
一、与力・又家中にても石之當可被下事	
一、金沢より能登・越中・小松江引越申者八三割半増銀可被下事	

町人

一、役家	前口	壹間に	四拾目
一、同		壹間に	六拾目二階作

右図之通に引料被下候条被得其意、可有裁許候、以上、

御印

万治三年七月十三日

今枝民部

奥村因幡

前田対馬

屋舗御奉行

右引料 御定写帳之上に付札在之候、左に記、

付札

地子家立料 御定

一、五歩より内壹歩に付	三匁宛
一、拾歩より内壹歩に付	弐匁五分宛
一、弐拾歩迄壹歩に付	弐匁宛
一、弐拾歩より上八壹歩に付	壹匁五分宛

右は先年相宂申候、以上、

辰二月十一日

右付札之趣に御座候得共、地子屋敷之分相立候共引料被下間敷事と、年寄中紙面を以、先々御普請奉行江申渡候紙面之写、次之ヶ條に記置申候、

(138) 本町筋之内屋敷相立候者引料可被下、地子屋鋪之分は引料不被下候事

年寄中紙面年号相知不申候

一、自然屋敷致不足、本町筋之内於被立は、其町人に引越可被下候、地子屋鋪之分八引料被下間鋪事、
(万治元年) 閏十二月廿六日

奥村因幡(庸礼)
前田対馬(孝真)
津田玄蕃(正忠)
今枝民部(近義)

横山式部殿
多賀左近殿
熊谷久右衛門殿
津田次郎左衛門殿
岡田十右衛門殿

(139) 遠所江引越罷在候者、病氣罷成御断申上罷帰候者越料不被下候事

一、遠所江引越申者并遠所より御当地江罷帰候者、越料銀被下候 御定御座候得共、病気に罷成、役儀御断申上罷帰候者には、越料銀不被下候

此儀高崎半九郎小松江引越罷有候処、病気に罷成役義御断申上罷帰候時分、越料銀不被下候、
詮議之品并年号相知不申候、惣て遠所江引越申者又ハ御当地江罷帰候者、越料銀請取申度旨御普請方役所江書付出候得ハ、御普請奉行奥書仕、小払銀之之内相渡申候、越料銀請取可申者にても書付出不申候得は、御普請方役所にて前々より貪着仕儀無御座候、

右越料銀小払銀之内、御普請奉行奥書を以為請取申義、被仰出又八年寄中申渡候紙面にも無御座、前々より仕来申候、且又越料銀請取可申者にても書付出不申候得ハ、其通に仕置候義、會議之品相知不申候、

(140) 寺庵引料之事

寛文十式年年寄中紙面

一、宝円寺塔頭永昌寺引料之義、達御聴候処、各図之通銀子拾枚可被下旨被仰出候間、寺社奉行迄可被相渡候、恐惶謹言、

十二月十六日

前田対馬(孝真) 判
奥村因幡(庸礼) 判
横山左衛門(忠次) 判
本多安房(政長) 判

荒木善大夫殿
武部四郎兵衛殿
高山勘兵衛殿

(141) 平足軽より小頭に被 仰付者之類引料被下間鋪事

寛文十年寄合所書出

- 一、平足軽より小頭に被 仰付、屋鋪替仕者手前引料被下間鋪事、
- 一、御長柄小頭より平足軽に罷成者、右同断、
- 一、何者によらす御切米取之分御加増被下、屋敷替仕人々、右同断、
右之通、寛文拾年戌九月廿日に歩合申渡ス、

(142) 互居屋鋪拝領仕罷在候者境論仕時分、罷出改候事

- 一、御徒渡部源七・御算用者服部久平、両人屋敷境之囲、生垣にて中通久平屋敷之方江張出申旨、元禄式年互に及僉議、夫々支配中より年寄中江相達候処、罷出相改可申旨、先々御普請奉行江年寄中申渡、御徒頭并御普請奉行、其時分御普請方役所相勤候大御小将御横目、且又御算用者小頭罷出、両方屋敷歩数相改候処、源七当り歩高之外三歩余過仕に付、久平屋敷江附置生垣直に仕候、
真言宗永久寺・日蓮宗円光寺屋敷境目相知不申候間、境目相立申度旨、元禄拾三年両寺書付を以相断申旨、寺社奉行中より御普請方役所へ申越候に付、其趣先御普請奉行年寄中江相達候処、罷出、境目相立候様に申渡、御普請奉行并其時分御普請方役所相勤候大御小将御横目・寺社方与力壱人罷出、両寺屋敷、元禄三年類焼之時分相改申間数を以境目相立申候、

(143) 新道附申事

先之御普請奉行勤仕帳之内

- 一、行詰候て道を附可然所、絵図を以各江窺、町御奉行・御横目・御普請奉行罷出、弥遂見分、屋敷を切新道を附申義も御座候事、
此儀先々御普請奉行、年寄中江書上置申候勤仕帳之内に書記置申候、何時分より極置候哉相知不申候、右之通前々仕候義、留帳等にも見当り不申候、

(144) 道せはき所町奉行申談広仕事

寛文五年町奉行へ遣候紙面之留

- 一、小立野与力町之口、最勝寺後通道事之外せはく往還に成申候間、最勝寺江断申入、則続にて替歩を遣、道広ヶ申候条、早速株之通広ヶ被申様に道御奉行へ可被仰付候、以上、

七月十八日

御普請会所

町御会所

(145) 侍并町屋居屋敷続道を隔、町家買置道付替、居屋鋪之内江囲込申事

- 一、侍居屋敷続道を隔町家買置、道付替、買置候屋敷、居屋敷之内江囲込申度旨、人々書付絵図相添、御普請方役所江相断候得ハ、道付替候ても支無之哉と近所町人共江相尋可申旨肝煎に申付、支申義無之旨に候得は、其趣組合頭方より書付取置、其上御屋敷方役人差遣見分為仕、支不申候得ハ、道付替為囲込申候近例は、

笹嶋助左衛門居屋鋪続道を隔、町屋買置、道付替、居屋敷之内江囲込申度旨、元禄十五年書付絵図相添、御普請方役所江相断、道為付替申候、

- 一、町屋居屋敷続道を隔、町家買置、道付替、一囲に仕度旨願書付絵図相添、道付替候ても、つかへ無之旨、組合之者共奥書仕其上肝煎奥書仕、御普請方役所江出候得ハ御屋敷方役人差遣、見分為仕、つかへ不申候得は道付替させ申候近例は、

金屋町藤屋与三右衛門居屋敷続、道を隔、町家買置、道付替、一団に仕度旨書付絵図相添、元禄拾五年御普請方役所江相断、道為付替申候、
右之趣、被 仰出又八年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来候、

(146) 屋鋪前通之道拝領地之内を以自分に広ク仕事

奥村因幡紙面年号相知不申候

一、同氏壱岐組之内前田万之助下屋敷之前通道、事之外往還つかへ申候に付、内江式尺七寸通三拾五間
引入、下屋敷之内を道に用可申候条、此段各江相達度旨万之助申候、壱岐病中に付拙者方より如斯候、
以上、

(貞享四年)
三月八日

(惠輝)
奥村因幡

菊池九右衛門殿
北川八郎左衛門殿
奥村市右衛門殿

右之趣、先々御普請奉行承届申候、

(147) 悪水通附申事

一、侍并町屋居屋敷悪水通、前々より有来水下支、水流不申旨、御普請方役所江相断候得ハ、水筋之者
共江申渡、江さらへ為仕候、亦は跡先に悪水通有之中にて支申旨相断候得ハ、御屋鋪方役人差遣、見
分之上にて、右之所外につかへ申義無之所候得ハ、屋敷を切、悪水通を附申義も御座候、
此儀、被 仰出亦は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来候近例は、
三社宮之辺高畠四兵衛居屋敷、悪水通跡先に有之、中程に水通無之に付、居屋敷之内水つかへ
申段、紙面を以元禄十三年御普請方役所江相断申に付、御屋鋪方役人指遣、見分為仕候処に、右
水つかへ申所、地子地にて外につかへ申儀無之に付屋鋪を切、悪水通を附申候、切申屋敷歩数
之分は、地子銀引申候、

(148) 町人共屋敷之内水通附替申事

一、町人共屋敷之内水通有之、屋鋪之中を通り迷惑仕候間、一方江寄堀替申度旨願書付、町奉行添紙面
仕、御普請方役所江指越候得ハ、御屋敷方役人見分為仕、差つかへ申義も無御座候得は、為替堀申候、
此儀被 仰出又八年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来申候近例は、
元禄四年大田屋又兵衛と申者、屋敷之内悪水通、屋敷之中を通り迷惑仕候間、入用之儀ハ自分
仕、一方江寄堀替申度旨願書付、町奉行中添紙面にて差越、先御普請奉行承届、見分人遣為堀替
申候、

(149) 門口附替申に付断之事

一、元禄三年に不破彦三門口附替申度旨、御普請方役所江彦三罷出相断、先之御普請奉行承届、為附替
申候、

此儀被 仰出亦は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より承届置申候大絵図之表人々居屋鋪前
通ヲ請、名書記置申に付、門口後之方亦は横江付替候得は、絵図之面相違に付、前々承届置候牋
に御座候得共、御普請方役所江相断不申者も有之牋に御座候、

(150) 惣構之竹筍剪あらし不申様に可申付事

万治式年 御定拾八ヶ条之内

一、惣構之竹筍剪あらし不申様切々人を廻、念を入可申付候、竹巻候事は如跡々町夫可申付事、

此儀、寛文元年より町奉行支配罷成候由、御定写帳付札御座候、年寄中申渡候哉、其品相知不申候、付札之写左に記、

付札写

寛文元年より町会所裁許

(151) 惣構之竹御作事奉行江相渡申事

万治式年 御定拾八ヶ条之内

一、惣構之竹御作事奉行切手次第為切可申事

此儀寛文元年より町奉行支配罷成候由、御定写帳に付札御座候、年寄中申渡候哉、其品相知不申候、付札之写、左に記、

付札之写

寛文元年より町会所裁許

(152) 惣構番人屋鋪并土居之事

一、惣構裁許之義寛文元年より町会所支配罷成申候、僉議之品相知不申候、然共土居之義は、御普請方役所より可為支配旨、元禄三年年寄中口上にて先々御普請奉行江申渡候、乍然御普請方役所より土居修理仕義も無御座、今以町奉行修理申付候、重て僉議有之候哉相知不申候、

惣構番人屋鋪元禄三年類焼仕相改候処、堀を埋土居を崩申程御座候に付、間数改置、帳面に記、右番人共判形為仕置、折々御屋敷方役人指遣吟味為仕、屋敷仕出申駄有之候得は、其分相改為伐出申候、番人代り申時分、於町会所誓紙申付候旨、町奉行中紙面指添、代り人に惣構肝煎相添、御普請方役所江指越候得ハ、歩数書記置候帳面為致判形申候、家修理仕時分も度々御普請方役所へ可及断候、見分人差遣可申旨右肝煎に申付置候、類焼不仕所も同格に仕置候、

此儀、先々御普請奉行元禄三年より仕来候、

(153) 惣構下苑竹請取申事

一、惣構下苑竹御普請方場印之紙面、町会所宛所にて元禄八年迄請取、御普請方役所并才川・浅野川々除御用に相立候処に、元禄九年より右竹非人小屋并道橋御用に相立候由にて相渡不申候、

(154) 惣構堀端に罷有候人々、石垣仕候時分斷之事

一、惣構堀端に罷有候人々、石垣仕候歟又は石垣筑直申度旨、紙面を以御普請方役所江相断候得ハ、御屋鋪方役人差遣、見分為仕、支申義無御座候得は、其趣返答仕候、石垣出来次第案内可仕旨申談置、重て右役人見分為仕候、

此儀、先々御普請奉行元禄三年より仕来候、

(155) 惣構土居続之町屋、土居堀之上、惣て川并悪水通之上、又は道之方江家仕出申分為切取申事

一、元禄三年類焼仕所、侍屋敷其外町人屋鋪相改申砌、惣構土居并堀之上又は川・悪水通之上江家作仕懸不申様に肝煎共申渡置候、類焼不仕所、先年より仕出置候分ハ、先只今迄之通仕置、向後仕出不申様、是又其砌申渡置候、仕出申駄に候得ハ御屋鋪方役人指遣相改、為切取申候、道之方江仕出候家之義は、類焼不仕所も相改為切取申候、

一、惣構堀端に罷在候町人、石垣仕歟又ハ石垣筑直申度旨、書付絵図相添、町奉行江断、右奉行添紙面仕、書付御普請方役所江指越候得ハ、御屋鋪方役人指越、肝煎為致相見、見分之上承届、石垣仕候様に町奉行へ返答仕候、出来已後重て見分申付候。

右之趣、惣構之土居并堀之上江懸作仕義相改候は、元禄三年より惣構之土居、御普請奉行支配可仕旨年寄中申渡候に付改來申候、川又は悪水通之上、且又道之方家作仕置候分相改候義、被仰出亦は年寄中申渡候紙面等毛無御座候得共、元禄三年より改來申候近例は、

觀音町之後、山伏成就院家道之方江仕出申旨、元禄十四年地子肝煎御普請方役所江相断申に付、御屋敷方役人見分為致、仕出申分為切取申候、新町・博労町之家之後、惣構土居之方江仕出候家、并浅野川橋場町之後、惣構堀之上江作懸置候町人之家、元禄三年相改、為切取申候、

浅野川小橋辺用水通之上并宮腰口安江木町辺悪水通之上江作懸置候家、元禄三年相改、為切取申候、

(156) 金沢中道橋之事

万治弐年 御定拾八ヶ條之内

一、金沢中道橋切々見廻、往還さくハリなき様に修理可申付事、

此儀、寛文元年より町奉行支配に罷成候由、御定写帳付札御座候、年寄中申渡候哉、其品相知不申候、付札之写、左に記、

付札写

寛文元年より町会所裁許

(157) 侍并町屋之前道悪敷所、屋鋪主より為作申事

万治弐年 御定拾八ヶ條之内

一、侍・町屋、其外屋鋪主より道悪敷所為作可申候、度々申渡候て作不申候は、対馬・因幡・玄蕃・
(今枝近義)民部江可相改、但、屋鋪主自分に難成所、堀端土居など八四人江断、割場より役人請取修理可申付事、

此儀、寛文元年より町奉行支配罷成候由、御定写帳付札御座候、年寄中申渡候哉其品相知不申候、付札之写、左に記、

付札写

寛文元年より町会所裁許、

(158) 町屋居屋鋪続に空地有之其所江家仕出シ申分為伐取様之事

一、堀川々除町塗師屋久兵衛居屋鋪続空地在之、此所江右久兵衛小屋懸仕候に付、元禄四年先之御普請奉行遂吟味候処、何方江も相断不申、小屋懸仕割場附小者に貸置申由に付、其段才許之地子肝煎、組合頭并久兵衛に書付為仕、右小屋懸、其日之内にこぼち取可申候、久兵衛義組合頭并組合之者江預、為引籠置候様に肝煎共申渡候段、町奉行中江紙面を以申遣候紙面之写、左に記、

元禄四年留帳之内

地子肝煎六右衛門才許之内、堀川々除町塗師屋久兵衛と申もの隣空地有之、右地に家作仕、割場附小者に貸置申に付吟味仕、右借屋今日中にこぼち取候様に肝煎六右衛門・瀬兵衛・七兵衛申渡、久兵衛義は組合頭并組合之者共江預、為引籠置候様に申付候、為御案内如此御座候、以上、

辛未九月廿二日

高畠久兵衛

戸田清大夫

津田治兵衛

和田小右衛門様

江守平左衛門様

右之通申遣候処に、町奉行中方にて久兵衛義百日計禁牢申付置、赦免申付候由町奉行中より肝煎を以申越候、

(159) 百姓地拝領屋鋪等打渡置、上ヶ屋鋪罷成候得は御算用場江相返申事

一、御用地并拝領屋敷、百姓地請取置候已後御用地御用無之、又は拝領屋敷上ヶ屋敷に罷成候得は、百姓方江相返可申旨御普請方場印之紙面、御算用場江遣申候、

右之趣被 仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来候先例、留帳之内左に記、

元禄七年留帳之内

覚

一、六百五拾六步式尺

右上安江村領之内百姓地、梨木畠為御用請取置候内、前田權之助下屋鋪続右之步数、御用に無之候条、百姓江相返申候、

一、百式拾六步四尺

右中村領百姓地、岡田隼人被下足輕居屋敷并道步為御用請取置候得共上ヶ候に付、百姓江相返シ申候、右両所裁許之十村江其段可被仰渡候、以上、

甲戌五月八日

御普請会所

御算用場

(160) 百姓地拝領屋敷等打渡為替地、其村手寄之山開畠、百姓江相渡申事

一、百姓地拝領屋敷等に請取、為替地其村手寄之山開畠之内百姓江相渡可申旨、御算用場奉行中へ申談、
會議之上を以、縱令百姓地百歩請取候所江為替地、山開畠五百三拾式步余又は四百五拾步相渡可申旨、
場印之紙面御算用場江遣申義も御座候、

右之趣被 仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来候先例、留帳之内左に記、

寛文七年留帳之内

覚

一、式千三百壹歩五尺五寸

大衆免村領百姓地、植田

右之歩高、前田主膳下屋敷為御用被 召上、為其替地大衆免村領之内相渡スに付、十村五所村源兵
衛并村肝煎七右衛門罷出、相見を以請取、此替地地子肝煎茂右衛門裁許地子之内、卯辰油木山地子
壹万式千式百五拾七步四尺六寸之所、折歩ニシテ百姓納得を以替地に相渡候、為其如此御座候、以
上、

寛文七年七月三日

御普請会所

御算用場

(161) 明屋鋪隣之者垣仕事

三吉助左衛門方より之紙面年号相知不申候、

一、山田豊左衛門上ヶ屋敷、私隣にて不用心に御座候、当分四ツ目垣仕置申度奉存候に付為申断、如
此御座候、以上、

申八月廿三日

三吉助左衛門

御普請会所

右之趣被 仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、先々御普請奉行承届、垣為仕候、

(162) 奥村伊予上ヶ地之後番所江鋪物并棒相渡申事

一、奥村伊予上ヶ地之後番所番人足輕四人指置申候、足輕無之節は割場附小者又は役人相勤申候、番所敷物損シ候得ハ、御普請方場印之紙面を以御作事方より為請取申候、并櫻木棒式本、場印之紙面を以割場御道具渡奉行より請取、右番人相渡置申候、

(163) 御用之明屋鋪垣修理之事

一、奥村伊予上ヶ地其外同続之上ヶ地垣損シ申時分、修理申付候様に御普請方場印之紙面を以御作事所江申遣候、

此儀先御普請奉行・年寄中江申達置、御作事所より修理仕候、

(164) 御用地其外所々明屋鋪鳶雁之巣取扱申候事

一、所々明屋鋪に有之鳶雁之巣、毎年二月初頃より五月之月末迄役人壹人宛掛置為取扱申候、巣扱申候儀御作事所より請取申候、高木は役人難登候に付三拾人頭江申遣、木登仕者に為取扱申候、

(165) 明屋鋪捨子・捨犬等有之事

一、何方にても御用之明屋敷捨子・捨犬等有之候得ハ、御普請方役所より裁許仕候、其外所々明屋鋪之分ハ其近所より支配仕可申儀と元禄元年年寄中、先々御普請奉行申渡候、^(之)

右之通に付、御用明屋鋪に病犬・死犬在之節ハ割場江申遣、番人足輕請取附置、御横目中江案内可仕儀と先々御普請奉行僉議仕置候、元禄拾一年本堂形前御用之明屋鋪に男死人有之、番人割場江申遣、足輕式人請取附置捨、使公事場へ申遣、しる人相知不申者に付、非人頭江相渡申候、同十式年右之所に捨子有之、番人足輕式人請取附置候、御算用奉行并町奉行中江申遣、非人小屋江相渡申候、其外所々明屋敷に右之品在之節は、近隣之者支配仕候、則先々御普請奉行江年寄中申渡候趣、覚書左に記、

元禄元年先之御普請奉行覚書

林市郎右衛門家屋鋪共上り申に付、足輕番人此場より申付置候処、大御小将組和田伝八郎、市郎右衛門屋敷願家買請、火之用心縮可申付由書付出、番人入置候に付、場より申渡候足輕番人上ヶ申候、然所昨夜門外に捨子仕置由三月廿三日伝八郎方より及案内候処、未此格無之候故、御月番佐渡殿江同日杉江平丞罷越、段々窺候処、伝八郎儀、家買請番人入置候得共、未御屋敷可被下旨被仰出も無之、打渡不申以前之義候得は支配可仕義にて無之候、勿論御普請会所より上ヶ地に候ても、支配可仕義にて無之候、捨置候近隣之面々支配可仕義と佐渡殿被仰渡候に付、向後此格と相心得可申候哉と重て御尋申上候処、左様可相心得旨被仰渡候、伝八郎方江右捨子近隣面々支配仕候様に私共方より可申遣由、元禄元年佐渡殿被仰渡候に付、其段申遣候、

三月廿三日

奉

杉江平之丞

宝永式年本堂形前御用之明地に死犬在之、御普請奉行并御普請方御横目罷出見分仕候処に、疵も無御座病死之程紛無御座候に付、御用地之内損除道之方に為埋置候、其趣年寄中并御横目中へ相達申候、

(166) 地形高キ屋鋪に罷在候者居屋鋪崩往還江出候土取除申事、

一、元禄十四年奥村伊予上ヶ地之脇土居修理谷坂往還江崩出申に付、先御普請奉行罷出、見分仕候処、往来之者土下に被成候義も相知不申候に付、先少々土為取除申候、道通之義は、道橋才許亦は割場

より支配之筋と心附申に付、其旨年寄中江相達候処、土取懸り、其上上ヶ地之土に候得ハ、御普請方より取除可申旨申渡候に付、右崩出候所、道橋亦は割場より才許之所に候得は、御普請方より支配仕間鋪義御座候、今般土取除以後ヶ様之義出来仕時分、先例にも可罷成と申達候処、向後之例には罷成申間鋪旨申渡候故、右之土御普請方より取除申候、元禄十五年稻垣八郎左衛門居屋鋪崩、往還坂中江土出申に付、取除候様に八郎左衛門方より御普請方役所江紙面を以及案内候に付、御普請方より支配之筋にて無之由返答仕候処、右崩出候土、御普請方より取除候様に年寄中先御普請奉行江申渡候に付、道之儀道橋より支配仕候に付、其所江崩出申土、御普請方より取除申筋にて無之旨申達候得は、去年修理谷坂江崩出候土、御普請方より取除候へハ、今般も其格に相心得可申旨申渡候に付、其砌土取除申義者段々會議之上、向後之例にも不罷成候間取除可申旨に付、其通に仕候、今般之崩土御普請方より支配仕候得は、改て向後之格に可罷成旨申達候得は、先例之通取除可申候、向後之儀は追て可奉窺旨申渡、其通に取除申候、向後之義奉窺紙面、先御普請奉行紙面年寄中迄上之候処、重て崩申所有之時分可奉窺旨申渡、紙面相返シ不奉窺由に御座候、

(167) 於小松前田故三左衛門下屋鋪上地検地仕候事

延宝四年年寄中紙面

一、於小松前田故三左衛門下屋敷上地之分、各々内壱人御横目同道被罷越、検地候て、歩高都合小松町西村六左衛門可被相渡候、三ノ丸之外町続之分は畠地子に可被申付候、恐惶謹言、

延宝四年八月廿二日

奥村因幡 判

前田対馬 判

本多安房 判

横山左衛門 判

野村伊兵衛殿

高山勘兵衛殿

武部四郎兵衛殿

右之上地、其節之御普請奉行罷越検地仕候、最前於小松、三左衛門下屋敷相渡候様子は留帳等相考候得共、其品相知不申候、畠請地子銀之義は御普請方より貪着不仕候、

(168) 御寺方境内相改申事

一、元禄六年御寺方境内相改可申旨被 仰出候由、年寄中先々御普請奉行へ申渡候、奉行三人之内高岡瑞龍寺江高畠久兵衛罷越候、御普請方役所支配川除見図之者式人并割場より足輕三人、御作事所より御扶持方大工壱人、御家中より出シ候役人五人召連申候、當所御寺方江は津田治兵衛・戸田清大夫、其砌御普請方役所相勤候御大小將御横目矢部權丞罷出、御屋敷方役人并御作事所より御扶持大工壱人、町絵師壱人召連申候、

右御寺方境内歩数相改絵図に記、年寄中江上之申候、

(169) 御屋鋪方大絵図之面直申候

一、御屋鋪方大絵図之面、御家中之人々名替り、又は渡屋敷間数等違候に付、三四年程に年寄中江相達改申候、夫々頭支配江申遣、交名帳面取置、絵図に記申候、町会所より町絵師請取、絵図為相調申候絵図之面、書付等為相調申為御用、与力又は御算用者・足輕請取申義も御座候、右御用仕廻申迄、私共御横目并御屋敷方役人共附罷在申候、

(170) 御賄被下候事

一、元禄三年類焼之所、先々御普請奉行罷出、屋敷相改申に付、右奉行中并其砌御普請方役所相勤候
大御小將御横目、且又御屋鋪方役人、割場より請取候足輕又八町絵師、御普請方支配川除見図人御
屋敷方御用に指加申候者共、毎日終日相勤候に付、御賄之義、御用人中江相達、下御台所才許之与力
中へ御普請奉行毎日紙面差遣、御用相仕廻申迄一日兩度宛御賄被下候、椀折敷等御普請方場印之紙
面を以、右才許之与力中より請取申候、其已後も急御用在之御屋敷方役人、毎日終日相勤候時分、
又八大絵図之面間数名替等相改直シ申時分、町絵師朝六ツ時より御普請方役所江罷出、七つ時迄相勤
候に付、附罷有候御屋敷方役人共に時々御用人中江相達御賄被下候、

右之趣被 仰出又八年寄中申渡候紙面等も無御座、元禄三年より仕来候処、同拾一年御絵図御
用御座候時分、絵師共江も御賄差出可申旨先御普請奉行僉議仕、絵師共朝五つ時御普請方役所江
罷出、八つ時に為仕廻申候、惣て指加申候者共も御賄指止申候、

(171) 御屋鋪方御用之物品々請取申候事

一、墨筆并絵具、其外何にても買上物請取申時分、品々書立、買上相渡候様に御普請方場印之紙面、
町会所宛所にて右紙面会所江遣シ、会所割印を取、町会所江遣シ、品々買上相渡候得は、請取申旨重
て場印之紙面、町会所へ遣シ候、代銀請払御普請方役所にて貪着不仕候、

一、紙請取申時分、品々上中下書記、御普請方場印之紙面、料紙奉行宛所にて右紙面会所江遣シ、会所
割印を取、料紙奉行へ遣シ、紙請取申候、料紙奉行支配に無御座、紙御用候得は町会所江申遣買上、
請取申義も御座候、

一、検地竿并水縄之わく・わら・縄、其外箱等御用之時分、品々寸法書立、御普請方場印之紙面、御
作事所江遣シ、請取申時分八右場印之紙面、夫々奉行人宛所にて遣シ申候、

右之趣、被 仰出又者年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より請取來申候、

(172) 年中打渡申御屋敷帳面に記、翌年正月十六日上之申事

一、年中打渡申候屋鋪并引渡仕候屋敷人々歩高、且又請地不足歩等共に帳面に記、翌年正月十六日年
寄中迄上之申候、乍然御作事方御用相勤候町大工之類は帳面に書載不申候、

右帳面先年八年寄中江出印を取、御普請方役所指置申候処、寛文三年より右帳面、年寄中迄上置
申候、此儀并御作事方御用相勤候町大工之類、右帳面書載不申候義、僉議之品相知不申候、

「御屋敷方跡々格仕勤来品之帳」 目次

見出し (1 ~ 76 項まで10号掲載、77項以下は本号掲載)	備考・内容要点
1 御屋舗願書付取次申事	屋敷持領願書の年寄中提出手続
2 居屋敷可被下人々 (へ) 相応之明屋敷触違候事	屋敷先後帳登載者へ明屋敷触れ
3 御屋舗所願事	年寄衆への申請、裏書受理等の先例
4 御屋敷方検地竿之事	屋敷検地の御印竿は尺付だけ
5 御屋舗打渡申事	拝領屋敷の打渡検地細則 (1間6尺)
6 百姓地、居屋敷并下屋敷に願申事	百姓地の武家地転用は算用場相談から
7 百姓地、被下屋舗等に相渡申時分、道之歩数、百姓方より半分出候儀并道幅広相渡申事 (元禄8年8月令)	御用地の道幅2間、減歩は村中と屋敷方と折半
8 御屋敷打渡申時分、道筋を直、水道を附申事	道筋直し側溝付けて御屋敷打渡す
9 百姓地、被下屋敷に相渡候時分請地之事	武家地転用の地取四角につき端地は請地に
10 拾歩より内之余歩、其屋敷に附被下事	拝領地打渡検地10歩以上の余歩、請地
11 拾歩より内にても請地に仕、地子銀出申事	地形悪ければ10歩以下余歩も請地に
12 御屋舗打渡申時分余歩在之、隣屋敷之者請地望候得は為請申事	打渡検地余歩、隣地への請地容認
13 拝領仕候屋敷打渡不申以前、土砂・材木等入置申度断之事	拝領地引渡し前の資材搬入は可
14 誰上ケ屋敷歩数不残誰江被下候屋敷は、打渡不申、引渡に仕事	打渡さず引渡す拝領地、年寄衆申渡裏書で
15 御屋敷当歩之外余歩請地に仕、拝領仕度旨直に奉願、可被下由被仰出候屋敷は打渡不申、引渡に仕事	当り歩の余歩請地、年寄衆裏書で打渡免除
16 上屋敷歩数不残並家共に被下候得は、打渡不申引渡仕事	普請会所預りの収公屋敷引渡は年寄衆紙面で
17 弟被召出親(新)知被下御屋敷奉願、可被下旨被仰出、兄下屋敷之内拝領仕、下屋舗之替地別所にて拝領仕事	兄弟分知時の下屋敷の替地
18 三千石以上之面々、下屋舗被下候事 (万治2年令)	3千石以上に下屋敷下付
19 与力屋敷割に可被下事 (万治2年令)	寄親知と別に与力屋敷の下付 (万治2令)
20 御持筒頭組附与力屋敷所、其頭より御普請方役所江申越年寄中江相達、不奉窓相渡申事、又は其頭より直に奉窓可被下旨被仰出打渡申事	組付与力の屋敷拝領手続
21 与力屋舗小立野・泉野両所相極候得共、両所之外にても御屋敷拝領仕並自分拝領屋舗指上、親屋敷拝領仕事	両与力町以外で与力の拝領地相続
22 与力屋舗、拾歩劣に相渡申事 (寛文5年3月令)	与力の拝領地歩数規定の改定
23 本組与力屋敷歩数之事 (貞享元年8月令)	本組与力も忽与力並に
24 忽与力小立野江引越申事并田井村百姓地統、才川橋向石坂にて与力屋敷相渡申事	忽与力は3年以内に与力町へ
25 馬坂之下田町辺にて与力屋舗渡不申候事	両与力町以外での居住制限
26 御加増被下候面々下屋敷、不足分被下候事 (万治2年令)	拝領地不足歩補充は年寄衆指図次第
27 高知之跡目自小身に成、下屋敷取上候事 (万治2年令)	相続人減知なら余歩収公、請地は可能
28 親子兄弟一所に御屋敷請取候者之事 (万治2年令)	親同居の者、親死後、自分拝領地の請取の事
29 親跡目減候か兄弟江分候者屋敷之事	親相続地、兄弟分知につき余歩処理
30 跡目被仰付、親屋敷兄弟居住証文取置申事 (寛文5年3月令)	親拝領地の兄弟配分証文の徵集
31 死去人跡目不被仰付者、居屋敷并下屋敷取上候事 (万治2年令)	相続人なければ居屋敷・下屋敷収公
32 拝領屋舗、作事不仕明置候者取上可申御定、其以後被仰出、取上不申事 (万治2年令)	家作なれば屋敷収公の原則撤回
33 上り屋舗家其外植木・石等之事 (万治2年令)	収公拝領地の家作・植木等の保護
34 上ケ家拠代銀上ケ様之事 (寛文3年2月令)	収公した家作売却代銀の処理
35 上ケ家御拠に仕候時分、入札町会所江申遣并式割増を以買居に仕候者、代銀上ケ切手之事	町会所での収公家作競売後の代銀処理
36 御奉公仕御屋舗致拝領有候者、養子に被成、親跡目被仰付、親屋敷江移、跡屋敷家共指上候事	屋敷持が養子となり親跡目相続のとき
37 家屋敷所持仕候者、他之屋舗家共拝領仕、跡家指上候砌、本屋被下、庇廻並長屋上之申事	屋敷持が他の屋敷・家拝領したとき
38 親跡屋敷、兄弟自分に囲分罷有候者之内、屋舗上様之事	跡目断絶のとき収公対象は囲い屋敷全部
39 病気に付上屋舗之上、下屋敷江引越申事	病気につき上屋敷返上、下屋敷移住
40 幼少に付上屋舗指上、下屋敷居住仕事 (寛文11年2月令)	幼少につき上屋敷返上、下屋敷移住
41 幼少に付一家之内江引取、屋舗指上、成長仕御屋敷拝領仕事、並遠所江引越、屋敷指上、罷帰重て御屋舗拝領仕事	成長後、返上屋敷の拝領願出など
42 錫弟介抱之ため自分屋敷上、錫弟屋舗江引越申事 (貞享元年8月令)	一族介抱のため自分屋敷返上の手続
43 在郷被仰付者、居屋敷指上、家上ケ不申事	在郷拝命につき屋敷返上、家作は保持
44 御暇申上被下候者、家・屋敷共上申事	御暇許可の者、家屋敷とも収公
45 足輕並之者、御暇被下候ても、家上ケ不申者之事	足輕並の御暇は屋敷のみ収公
46 一縄に打渡置候屋敷之内上之申事	一縄拝領地にある者の屋敷収公
47 破却被仰付候事は屋敷迄上ケ申事	破却寺院は屋敷のみ収公、植木等保持
48 寺屋舗上申時分、門前之家残置申候事	寺屋敷収公のとき、門前地町家の取扱
49 禁牢之者牢死仕、家上又は上不申者も御座候事	禁牢者牢死につき屋敷・家収公の取扱
50 禁牢之者、御赦免被成、里子に成候者家之事 (寛文13年6月令)	禁牢のあと里子なら屋敷のみ収公
51 地子地に罷有候者、御扶持被召放、家屋敷指上候者又は指上不申者之事	地子地在住の召放者の家屋敷処理
52 喧嘩仕候者、居屋敷指上ケ、家上之不申事	喧嘩での死去人は屋敷のみ収公
53 死去人男子無之跡目不被仰付者、家被下候事 (寛文12年11月令)	死去跡相続許されざる者も家所持許す
54 与力病死仕、妻子并厄介人等無御座候ても、家上ケ不申事 (天和2年9月令)	病死与力の子弟に家保持公認
55 自分勝手にて居屋敷指上申者、替屋敷不被下事	自分勝手に屋敷返上すれば代替なし
56 御加増被下者、又は子細在之、替屋舗拝領仕跡屋敷上申儀延引仕事	収公屋敷の家作取り壊し延期
57 病死仕者跡屋敷、夫々支配人願之品在之、屋敷上不申事	収公屋敷地に願いの筋あれば収公解除
58 死去人居屋敷指上申処、相断、当分延引仕事	死去人収公屋敷の収公延期
59 上ケ屋舗団等残置申事	収公屋敷の外団は残置く
60 上ケ家修理之事	収公家作が破損すれば修理
61 地子銀出来退転、毎年吟味仕事	地子地での地子銀徴収手順
62 屋舗上申時分、地子銀取立様之事	収公屋敷地の地子銀規定
63 屋舗請候時分、地子銀取立様之事	屋敷請地の時期別地子銀定
64 跡目断絶仕者並家財妻子に被下者、又は罪在之者、家屋敷上、請地在之、地子銀取立様之事	跡目断絶などの収公屋敷地での地子銀取立
65 本請地並畠請、地子銀之事	本請地・畠請の地子銀規定
66 所々山開并川原畠地子銀並畠才許人之事	川原などでの畠開地等の地子貸し
67 間竿地子肝煎に渡置候事	畠請地測量のため間竿与える

68	所々明屋鋪畠請に申付候事	明屋敷地は畠請に活用
69	百姓地請取地子銀百姓江相渡様之事	百姓地の御用地転換手続き
70	居屋敷并下屋舗之内地子にて貸置申屋敷取上候事（万治2年令）	拝領地を貰貸すれば屋敷収公
71	地子地之内貸置申屋敷取上候事	地子地を又貸すれば屋敷没収
72	地子家相對を以引料とらせ拝領屋敷望申事（万治2年令）	地子屋敷の多い所での屋敷拝領
73	与力侍並足輕・御弓之者居屋敷寄親江相渡申事（万治2年令）	与力への屋敷下付は藩から直接（寛文5年改定）
74	被下屋敷 御定歩数之事（万治2年令）	拝領屋敷歩数の知行高・身分別規定
75	御扶持方大工并町大工被下屋敷歩数之事（寛文6年8月令）	町大工などへ拝領歩数
76	御作事方御用相勤候町大工等御屋敷拝領仕事	御用つとめる町大工にも屋敷拝領
77	御馬捕小頭居屋敷歩数之事（寛文10年7月令）	馬捕小頭の屋敷歩数
78	掃除坊主小頭并御小人小頭居屋敷歩数之事（寛文10年7月令）	掃除坊主・御小人小頭の屋敷歩数
79	百人扶持被下候者屋敷之事（貞享元年8月令）	百人扶持拝領者の屋敷歩数
80	武拾人扶持被下候者屋敷之事（貞享元年8月令）	20人扶持者の屋敷歩数
81	検校屋舗拝領仕事	検校屋敷の拝領歩数
82	松山勾当屋敷歩数之事（貞享3年10月令）	松山勾当の屋敷歩数
83	御馬方御用屋舗之事（延宝4年9月令）	御馬方の御用屋敷は150歩
84	御鷹師江御鷹部屋并外架屋敷被下候事（寛文5年3月令）	御鷹部屋と外架屋敷拝領
85	拾人扶持被下候者屋敷歩数之事	10人扶持の者屋敷歩数
86	組外御書物役之者居屋敷之事（延宝4年7月令）	組外御書物役の屋敷歩数
87	側屋鞘師御屋敷被下事	研屋・鞘師屋敷の地子銀免除
88	觀音神事役者御屋舗被下事	觀音神事役者に屋敷下付
89	才川浅野川馬場近所に罷在候博労屋敷之事	才川浅野川の博労屋敷歩数
90	両年収納不仕以前、御屋敷願書付取次申間鋪事（寛文9年2月令）	不足屋敷歩数収納以前、屋敷願取次せず
91	町医者御屋舗拝領仕事（寛文元年閏8月令）	町医者にも屋敷下付
92	町医師之類、御家中に面々より知行遣置候ても御屋敷拝領仕事	御家中召抱の町医師にも屋敷下付
93	親跡屋舗居成に奉願事	親跡屋敷に居成願
94	御屋舗不奉願内、兄弟之内居屋敷指上者在之、右屋敷拝領仕度旨願書付取次申事	当り歩数不足分、後日拝領願取次
95	祖父代御加増被下、増歩奉願置、子孫代所拝領仕事	祖父代御加増、増歩子孫代拝領
96	親代御加増被下、増歩御屋敷不奉願、せかれ代奉願事	親代御加増、増歩せかれ代願出
97	地子地又は百姓地に罷在候者、直に御屋敷拝領仕度旨奉願事	地子地・百姓地罷在者、直接拝領願
98	御書物役御徒、御屋敷拝領仕事	御書物役・御徒の屋敷拝領
99	御持方足輕居屋舗願様并手替足輕居屋敷願、書付之事	足輕居屋敷願の事
100	御屋舗奉願、可被下旨被仰出、所拝領不仕、せかれ代親奉願置候書付用候事	拝領許可の屋敷地拝領せず、せかれ代再願
101	先知之内隠居知に被下候者、隠居屋敷不被下事	隠居屋敷取上の事
102	父子一所に御屋敷奉願事	父子一所に屋敷願の事
103	居屋敷先願を越相渡申事	先願をとび越して屋敷を渡す事例
104	居屋舗御用地に指上、替地被下候事	御用地のため収公屋敷の替地
105	宝永弐年屋舗指上、替地被下候事	宝永2年収公屋敷地の替地の事
106	地子屋敷、御用地に被成、替地被下事	御用地収公の地子屋敷の替地
107	病気に付居屋敷指上、遠所にて替地被下者之事	病気に付収公の屋敷替地は遠所にて
108	大屋舗、割屋敷に仕相渡申事	組地など大屋敷の分割の事
109	一屋舗、両人江割屋敷に仕、相渡申時分、余歩請地に為仕様之事	屋敷分割の余歩は請地に
110	小屋敷を合、一屋敷に仕并道附替申事	小屋敷の合筆と道附替
111	隣屋舗と申談、及断、拝領屋敷割直申事	隣と相談のうえ拝領屋敷地割を仕直し
112	子細在之、居屋敷居住難仕、替地奉願被下跡屋舗、重て渡屋敷に仕事	居住困難につき収公跡地の下付
113	拝領屋舗之外、請地之分取上候事	拝領屋敷外も余歩請地を収公するケース
114	御加増被下者、居屋敷不足分被下候事	加増につき屋敷不足歩数下付の事
115	明屋敷畠請仕、先年より居屋敷之内江囲込置候屋敷取上、渡屋敷に仕事	明屋敷での畠請地取上、渡屋敷の事
116	知行当りより広屋敷、地形悪敷分余歩請地に為仕候事	当り歩より広い屋敷の余歩は請地に
117	剣術稽古所並御鉄炮張請地之事	剣術稽古所など請地の事
118	上屋舗御用地被召上、下屋敷之内に請地在之、則上屋敷之替地に拝領仕事、又は請地在之候ても外にて替地拝領仕事	上屋敷・御用地収公につき替地拝領の事
119	下屋舗之内与力上ケ地在之、請地仕事	下屋敷のうち与力収公地、請地の事
120	侍町之中、明屋敷有之、請地仕事	侍町のうち明屋敷は請地に
121	地子地続に明屋敷在之、地子地に申付事	地子地続の明屋敷は地子地に
122	川端又は山下に居屋敷拝領仕罷有候者、請地在之、屋敷之内崩申旨及断候得は請地之地子銀引申事	拝領地のうち危険な請地は地子免除
123	川端又は山下に罷有候地子地之者、居屋敷崩居住難仕旨相断候得は地子銀引申事	危険地子地在住者の地子免除
124	百歩より上之余歩、為致請地不申、又は請地に為仕申義在之事	百歩以上余歩の請地につき可否
125	屋舗替之事	環境悪化による屋敷替え手続
126	御鷹匠替屋敷并御鷹匠跡屋舗、他組江相渡申事	収公の鷹匠屋敷、他組不渡の事
127	同身代之者替屋敷之事	同身代者どうし屋敷交換の事
128	先祖代居屋敷売候か又は屋敷指上候者、貸屋舗之事	屋敷収公・売却による無屋敷入への貸屋敷
129	貸屋舗仕事	親拝領屋敷返上につき貸屋敷願
130	御徒組屋敷願置候所之事	収公した徒組屋敷の再利用手続
131	卯辰山觀音之下、御徒屋敷請地在之候ても地子銀取立不申事	觀音下徒屋敷の余歩請地での地子銀免除
132	新地之寺庵、御停止之事	承応3年以後の新寺・地子地も停止
133	地子町之中に罷有庵之事	地子町中の寺庵居住禁止
134	町屋居屋敷、境論仕屋舗取上様之事	町屋と境論係争の拝領屋敷収公
135	侍并寺庵居屋舗続地子地、又は百姓地の家為買、潰不申事	拝領地続地子地・百姓地にある家作保全

136	寺屋鋪崩候か、又は子細在之居住難仕、替屋敷奉願候事	寺屋敷居住困難につき替屋敷願
137	家屋敷立申者引料之事（万治3年令）	万治3年、家屋敷引料規定
138	本町筋之内、屋敷相立候者引料可被下、地子屋敷之分八引料不被下事	本町筋は引料下付、地子屋敷引料なし
139	遠所江引越罷在候者、病氣罷成御断申上被帰候者越料不被下候事	遠所引越者、病氣帰休なら越料なし
140	寺庵引料之事	寛文12年宝円寺塔頭の引料
141	平足輕より小頭に被仰付者之類、引料被下間鋪事	平足輕より小頭昇進者引料なし
142	互居屋敷拝領仕罷在候者、境論仕時分、罷出改候事	拝領地どうしの境論のとき罷出改める事
143	新道附申事	新道を付ける事
144	道せはき所、町奉行申談広仕事	狭き道、町奉行に申談広げる事
145	侍井町屋居屋鋪繞道を備、町家買置、道付替、居屋敷之内江囲込申事	屋敷繞道に町家購入、道付替囲込の事
146	屋鋪前通之道、拝領地之内を以、自分に広く仕事	屋敷前道、拝領地内へ拡幅の事
147	悪水通附申事	排水路の設置
148	町人共屋敷之内水通附替申事	町人屋敷内で水路附替の事
149	門口附替申に付断之事	門口付替の届出
150	惣構之竹箒剪あらし不申様に可申付事	万治2年の惣構保全令
151	惣構之竹、御作事奉行江相渡申事	惣構土居の竹は作事所で利用
152	惣構番人屋敷并土居之事	惣構番人は町会所支配、土居は普請方支配
153	惣構下刈竹請取申事	惣構下刈竹の請取方
154	惣構堀端に罷在候人々石垣仕候時分断之事	惣構堀端の人々、石垣築造届出
155	惣構土居続之町屋、土居・堀之上、惣て川并悪水通之上、又は道之方江家仕出申分為切取申事	惣構・川・水路等の不法利用は家切取
156	金沢中道橋之事	金沢中の道橋の見分と修理
157	侍井町屋之前道悪敷所、屋敷主より為作申事	武家地・町屋前道は屋敷主が修繕管理
158	町屋・居屋敷続に空地有之、其所江家仕出し申分為切取様之事	屋敷続空地へ家作はみ出せば切取
159	百姓地拝領屋敷等打渡置、上ヶ屋敷罷成候得は御算用場江相返申事	百姓地からの転用地収公なら算用場返上
160	百姓地拝領屋敷等打渡、為替地、其村手寄之山開畠、百姓江相渡申事	収用百姓地の替地に山開畠等渡す
161	明屋敷、隣之者垣仕事	収公の明地不用心につき隣家から垣根
162	奥村伊予上ヶ地之後番所江、敷物并棒相渡申事	奥村伊予上ヶ地の保全につき番所・番人
163	御用之明屋舗、垣修理之事	奥村伊予上ヶ地の垣根修理
164	御用地其外所々明屋敷、鳶篭之巣取払申事	明屋敷等の鳶篭巣の取扱
165	明屋舗、捨子捨犬等在之事	明屋敷での捨犬・捨子の対応
166	地形高き屋敷に罷有候者居屋敷崩、往還江出候土取除申事	地形高き屋敷崩、道ふさぎ土取除の事
167	於小松前田故三左衛門下屋敷上地、検地仕候事	延宝4年小松の前田直之下屋敷収公、検地
168	御寺方境内相改申事	元禄6年瑞龍寺など境内改めの事
169	御屋舗方大絵図之面直申事	屋敷方大絵図改訂は3・4年かけ直す事
170	御賄被下候事	屋敷絵図改訂に従事の町絵師等へ毎日賄を給す
171	御屋敷方御用之物品々請取申候事	屋敷絵図改訂に付墨絵具等支給
172	年中打渡申御屋敷帳面に記、翌年正月十六日上之申事	年中打渡・引渡屋敷帳、翌年正月年寄衆報告

(注) 原文の目次に即して掲げたが、朱書訂正のある所は訂正したものにし、表記上の原則は本文の凡例に従った。なお文意をわかりやすくするため補った文字には() を付けた。また、本文の各項の前に書かれた事書と目次が相違するケースが多くあったので、念のため断わっておく。